

第七十五回国会 商工委員会 議 録 第十三号

昭和五十年四月十五日(火曜日)

午前十時五十五分開議

出席委員

委員長 山村新治郎君

理事 塩川正十郎君

理事 萩原 幸雄君

理事 武藤 嘉文君

理事 中村 重光君

理事 天野 公義君

理事 浦野 幸男君

理事 橋口 隆君

理事 深谷 隆司君

理事 山崎 拓君

理事 勝澤 芳雄君

理事 米原 昶君

理事 宮田 早苗君

出席國務大臣

通商産業大臣 河本 敏夫君

出席政府委員

公正取引委員長 熊田淳一郎君

事務局長 渡部 恒三君

通商産業政務次官 齋藤 太一君

中小企業庁長官 吉川 佐吉君

中小企業庁計画部長 河村 捷郎君

中小企業庁指導部長 河村 捷郎君

委員外の出席者

農林省畜産局牛乳製品課長 鴻巣 健治君

商工委員会調査室長 藤沼 六郎君

三月三十一日

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案(神崎敏雄君外一名提出、衆法第二五号)

第一類第九号

商工委員会議録第十三号

昭和五十年四月十五日

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(神崎敏雄君外一名提出、衆法第二六号) 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)(参議院送付)

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案(須藤五郎君外一名提出、参法第一〇号)(予)

合成洗剤の製造・販売・使用禁止等に関する諸願(大橋敏雄君紹介)(第二〇八号) 同月九日

中小業者の経営安定に関する諸願外二件(大柴滋夫君紹介)(第二〇八号) 合成洗剤の製造・販売・使用禁止等に関する諸願(大橋敏雄君紹介)(第二〇九号)

中小企業者の事業分野を確保する法律制定に関する諸願(藤井勝志君紹介)(第二一九二号) 同月十四日

水力発電施設周辺地域整備に関する諸願(栗山ひで君紹介)(第二四九八号) 下請中小企業の救済に関する諸願(栗山ひで君紹介)(第二四九九号)

中小企業対策に関する諸願(福永一臣君紹介)(第二五〇〇号) 中小企業の事業分野の調整確保に関する諸願(福永一臣君紹介)(第二五〇一号)

本日の会議に付した案件 中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五五号)

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)(参議院送付)

○山村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐野進君。

○佐野(進)委員 中小企業近代化促進法の改正について質疑をしてみたいと思うわけでありますが、その前に、中小企業庁長官に現在の中小企業界の現況について概略的にひとつ報告を求めたいと思います。どういう状況になっているか、たびたび質問を続けてきておりますから、その後の情勢を報告してください。

○齋藤(太)政府委員 一昨年の石油危機に端を発しまして物価の高騰がございまして、その物価抑制のために、御存じのように昨年来総需要抑制、金融引き締めが行われておりまして、その結果、中小企業の生産、在庫、出荷等の状況は非常に不況色が濃厚でございまして、たとえば生産で申し上げますと、ここの二月の生産は、指数で申し上げて昭和四十五年を一〇〇としたしまして九八ぐらゐまで下がっております、ちょうど昭和四十五年ぐらゐの水準まで後戻りしてある、こういう状況でございまして、在庫も戦後最高の水準に達しております。また、価格の低落傾向も顕著でございまして、昨年の三月をピークといたしまして以後毎月下がってまいりまして、ここの二月には前年同月の価格水準に比べてマイナスの四割というように、この資料、人件費が高騰する中でその価格は前年同月の水準を下回る、こういう状況でございまして、在庫は増加の傾向が大体とまっています、一部減少の傾向が見られる点でございまして、ただ、これも特定の業種に限られておりまして、全般的にはまだ在庫がふえる業種も相当あるわけでございまして、総体として在庫指数が横ばいになっている、こういう状況が見られます。

私どもとしましては、従来資金面でいろいろ手当をいたしまして、金繰りがつかないためにまじめな中小企業が苦しみに遭う、こういうことのないように努力をしたわけでございしますが、最近では金よりも仕事が必要、こういう中小企業の切実な声でございまして、一面物価が漸次鎮静化に向かつておる事態でもございしますので、先般二月と三月に不況対策を決定いたしましたので、政府の財政支出等を中心に一面で需要の喚起を行っております、こういう状況でございまして。

○佐野(進)委員 一般的に景気が底入れをして在庫調整も進んでいる、したがって中小企業面においても明るさが見られつつある、いまこういうような御報告であります、しかしばどういいうような業種がどういいうようなところからそういう変化が見られつつあるようになっているか、この点をひとつ具体的に御説明願いたいと思います。

○齋藤(太)政府委員 昨年の十一月、十二月ごろで在庫がピークに達しまして減り始めました業種といたしましては、繊維製品、それから自動車部品、それから製材、木材製品、こういう業種でございまして、ただ、こういう業種は、非常に早くから不況の色合いが濃くなりまして、早目に操短と申しますか、生産を落としておりまして、短かと思ひますけれども、操短率は相当高い水準にございまして、決して正常な姿に戻ったという状態ではなくて、無理をした操短の結果在庫が減り始めた、こういう状況でございまして、まだまだ正常な形に戻っておるという状態にはほど遠いというように考えます。

○佐野(進)委員 そこで、いま挙げられたそれらの業種が、いわゆる在庫調整も進んでいる、こういうような形でありまして、たとえば繊維のごとき場合におきましては、百億に及ぶ赤字を出している企業等も多く見受けられる、こういうよ

うな新聞報道等がなされておるわけであり、大企業がそういうような赤字を出しており、かつ繊維、木材を取り扱う総合商社等においても、この部門における赤字は相当大幅になっているというところをわれわれ聞いておるわけですが、そうすると、そういう大企業における赤字の部面が、中小企業においては底入れ感が出て、いわゆる上向きに在庫調整が進められつつある、こういうことになり、そういって一見矛盾する状態が大と中小との間に発生している、こういうぐあいにならねば見ざるを得ないわけであり、それけれども、中小企業におけるそういう状況と大企業におけるそういう状況との、何と申しますか問題のとらえ方の差というものは一体どういふところからそういう違いが出てくるのか、この点ひとつ示していただきたいと思います。

○齋藤(太)政府委員 相対的に申しますと、今回の不況の影響は中小企業の方に大きいわけであり、まして、たとえば生産で見ますと、中小企業と大企業を分けた生産統計をとっておりますが、中小企業の方が早くから生産が減り始めて、落ち込みも中小企業の方が大きいのでございます。たとえば二月の中小企業の前年同月比はマイナス二〇%という生産水準でございまして、大企業の場合にはマイナス一七%でございまして、これは同じように在庫で見ても価格の低落状況で見ても、たとえば価格の場合にも、中小企業の御売物価は、先ほどちょっと申しましたように、ことしの二月で前年同月を四%以上割り込んでおりますけれども、大企業の場合には、ことしの二月の御売物価は前年同月比でまだ六%高い水準にございまして、こういうふうには、大企業と中小企業とを比較いたしますならば、中小企業の方が現在でもより苦しい状態にあるのではないかと考えます。

先ほど、一部の業種に在庫の調整といいますが、減少の傾向が見られるというふうに申し上げましたけれども、これは業種の違いでございまして、特に中小企業の方が減少が激しい、こういう趣旨ではございません。

○佐野(進)委員 私はきょうここで中小企業庁長官に対して景気論争をしようという考えはございません。近況法の改正に必要な経済情勢について質問をしようというわけであり、その上向きは、景気が底入れして上向いており、その上向きつつある状況の中で中小企業対策をいかに進めようかという認識と、いまだ底入れが終わっていない、いわゆる不況の状態が進行しつつあるという情勢の中での中小企業対策ということでは、その認識のいかんによって対策の本質、内容が変わって来ようと思うわけですが、したがって、いま近況法を改正しようとする全体的な情勢を私が分析する上に必要な質問をしようというわけであり、そこで、これらの点については大臣に質問をしてみたい、こう思っている問題であります、しかしいづれにせよ、今日の状況の中で中小企業界がなおかつ深刻な状況にあるということは、底入れが進みつつあるとか進みつつないとかいふ問題を別にしても、相当程度そういうことについての認識はだれしも持っておると思うわけであり、したがって、その最高責任者である中小企業庁長官が、景気の動向についてどうなのか、中小企業界の動向についてどうなのかという質問に対して、いま大企業と中小企業とを対比した形の中において、中小企業の方がより深刻だといふ答弁があったわけであり、それけれども、前段のいわゆる底入れ感ない繊維、木材等々、当面最も落ち込みのひどいと言われている業種についての認識については、若干私どもの認識と違うような気がするものであります、もう一度その点についてひとつ答弁を求めてみたいと思うわけですが、

○齋藤(太)政府委員 繊維と製材、それから自動車部品、そういった業種は、生産者の製品在庫が減少の傾向に去年の暮れごろから転じておりまして、この業界は早くから生産の水準を落としており、大変に非常に伸びておるわけじゃありませんけれども、操短のおかげで在庫が若干減り始めた、こういう状態でございまして、生産水準そのものを見ますと、繊維も製材も、生産指数で申しますと、昭和四十五年を一〇〇とした場合にまだ一〇〇を割っておりまして、つまり繊維も製材も昭和四十五年の水準より低い、こういう状態でございまして、非常に無理をした在庫の減少と申しますか、そういう状態でございまして、業界が好転しつつあるという状況では決してない、私も思います。

○佐野(進)委員 そこで、そういうような情勢を踏まえながらいろいろな対策がとられておると思うのであります、昨年来中小企業に対する緊急対策という問題については、いろいろな対策がとられておるわけであり、現在そのとられている措置についての成果と欠陥と申します、か、欠陥というものは指摘しにくいと思うのでありますが、具体的には不況対策についてとられた重点対策、その重点対策の中におけるところの成果、こういうものほどの点にどの程度及んでおるかという点について御説明をいただきたいと思っております。

○齋藤(太)政府委員 まず、とりました措置は、金融面の対策でございまして、四十九年度の政府系三機関の融資規模が約二兆円にございまして、これに四十八年度に比しまして二〇%増の規模でございまして、これに比しまして昨年の五月に千五百億の追加をいたし、九月に千億の追加をいたし、年末に七千億の追加をいたしました。また、先般三月に五百億の追加をいたしております。こういったことで、政府系の金融機関が貸し出す動員をいたしまして、特に民間金融機関が貸し出すような面につきましても、極力弾力的に対処するような面につきましても、個々の事業者の話を十分聞きまして、返済が困難と認められるものにつきましては、返済が困難と認められるものにつきましては、極力弾力的に対処するように指示をいたしております。また、事実、相当返済猶予が行われております。

それからもう一つは、民間の金融機関につきまして、政府系と同じような安い金利によりまして中小企業救済融資制度を設けまして、昨年の暮れま

でに約千三百億の融資が実行されております。また、現在さらにそれに追加をいたしまして、七百億の融資を実行中でございます。それからもう一つは、信用保険の面におきまして、不況業種の指定制度でございまして、この業種の指定を行います、県、県の信用保証協会に行きまして、通常の場合の倍額まで信用保証が受けられることになっております。この業種を、昨年の六月以来ことしの春まで四次にわたりまして指定をいたしまして、現在大きな業種で申しまして約六十七業種、細目で申しますと二百数十業種が指定になっております。大体製造業の半分の事業所に相当する業種が指定済みでございまして、サービス業等も入れますと、全業種の約二割について不況業種の指定をいたしております、この面からも民間の金融機関から担保力の弱い中小企業が資金を借りやすくなるという非常に効果を上げておるのではないかと思います。

こういった金融措置の結果と申しますか、不況が非常に長い期間続いておりますけれども、倒産の件数がわりあい少ないと申します、特にことしに入りまして、一月、二月は八百件台に終始をいたしております。過去の好況期の正常時での月平均の倒産件数が大体八百件でございまして、そういった時期に比較いたしまして、余り大ごとに至らないで倒産が少なく済んでおります。これは、こういった金融措置の成果ではないか、こういうふうには考える次第でございまして、ただ、それにいたしまして、不況が長引いてまいります、従来好況期に蓄えまして中小企業の体力もだんだん限界に近づいてまいりますので、今度は金融面だけではなくて、いわゆる仕事を与えると申しますか、仕事をつくり出す、こういう面での対策が必要だと存じまして、一つは公共事業につきまして、四十九年度分はなるべく年度内に消化を図る、こういうことを二月に決めたわけでございまして、大体千五百億の四十九年度の第四・四半期の公共事業の枠がございまして、ほぼ九割は年度内に契約を終わっております。

がるということは、マージンの受け取り額も多くなるという期待感とともに希望するわけであり、するけれども、この団体、いわゆる大衆に直接養源を供給する牛乳販売業者が、値上げ反対という措置に出ざるを得なかった。本来ならば、われ常識的に考えるならば、ある程度の値上げ賛成すべくにもかかわらず、値上げ反対という消費者のサイドに立った運動を強力に展開しているということは、もはや値上げという形の中において消費者にその物を供給することによってマーン、一定の利潤を得ることが不可能である、こういうようなせっぱ詰まった段階に追い込まれて

る血の叫びであると言つても言い過ぎでないような状況の発言を私も聞いてきたわけでありますが、農林省当局としては、こういう問題について、流通段階にある販売業者が牛乳の値上げ反対という声を上げて現状をどう認識し、どう対応せんとするのか、その見解をひとつこの際明らかにしていただきたいと思ひます。

○鴻巣説明員 お答え申し上げます。

先般、牛乳の小売商の主催いたしました委員会が三月二十六日に東京でございまして、八項目についていろいろと要望があったわけでございます。その中で、先生の御指摘のは、牛乳の値上げ反対に關する決議の部分だと思いますが、御承知のとおり昨年の七月に牛乳の小売価額が、生産者から処理、販売の過程を含めまして値上げが行われまして、二百cc当たり、つまり牛乳びん一本当たりでございますが、それまで四十円であつたものが四十六円になったわけでございます。四十六円に昨年の七月になりましたが、その後、個人消費の減退あるいは物価の増高等の中で、牛乳につきましまして若干の需要の減退というものが見られまして、その結果スーパー等ではかなり低い価格で売られるという事態が出てきたわけです。小売としても、お客さんを自分の方からスーパーに取られる、生活を脅かされるという点でいろいろ問題にしているわけです。

この問題については、そういう消費の減退、それから小売の経営のむずかしさというのの一方にある。他方でも、生産者の方は生産者の方で、えさの価格が値上りをしてきた、あるいは自分の家族労働の労働報酬を高めてもらいたいということから、値上げをしてもらいたいという感じのことを強く打ち上げておりまして、そして二月の末に、うんと引上げてくれ、大幅に上げてくれというような要求を乳業メーカーの方に提出をした次第でございます。

この問題は、乳業メーカーと生産者、それから乳業メーカーと小売との問題でございまして、実は政府としてはいままでのところは直接介入でき

ない形になっております。と言ひますのは、昭和四十二年に、御承知のとおり国民生活審議会消費者保護部会から、従来、それまでは農林省が牛乳の価格決定については行政指導をしてきたわけですが、それがかえつて価格の引上げにつながるとか、あるいは独占禁止法違反の疑いがあるというようなことから、価格行政介入をすべきではないというような勧告を受けたので、以来農林省としては飲用牛乳の価格の決定には介入をいたしておりません。したがつて、いまそういう意味では、当事者の自主的な交渉を見守るということになってくるわけでございますが、やはりこの問題のむずかしさは、一方ではそういう生産者の、酪農家でございまして、家族労働報酬を一般の国民と同じように、消費水準が上がるにつれて高めてもらいたいという要望、それから他方ではまたこれで消費の減退を求む、小売商の経営としてもますますむずかしくなるという、そういうなかなか矛盾したむずかしさの問題の中でこれからどうするかという点のなかでございまして、そういう点のむずかしさを踏まえながら、両当事者の自主的な交渉を私たち農林省としては、当然といひますか、見守つていかざるを得ないというように考えておる次第でございます。

○佐野(進)委員 農林省は、自主的な交渉、こういう形で処理をするわけですが、この販売関係の段階におけるところの責任官庁は、食品関係ですから農林省になるわけですね。そうすると、この販売業者は大部分が中小企業者であるということと、間違ったわけではないわけですね。したがつて、大部分の販売業者である中小企業者が、その価格上昇によって営業が成り立たないという、消費者がその供給を受けてもその供給に應ずることができないという形での供給を拒否するという状態が出たという形になった場合、結果的に生産価格の引下げあるいはそれらについての流通費の問題等々のいろいろの形が出てくることは、これは必然的な結果だと思ふ。しかし、生産費は今日非常に多額に

なっているから、生産農家としてもそれを安くするわけにいかない。結局メーカーがそれらについての一定の責任ある対策を行わなければならないというところになってくるわけでありまして、これらのメーカーに対する指導というものが、当事者間の話し合いという形で放置されるならば、結果的に力のあるメーカー、力のある業者と力のない業者間におけるところの争いということになりまして、力のない業者としては泣き寝入りをするから、力のない業者としては泣き寝入りをするわけにならぬということから、この前のような状態が出てくると思うわけでありまして、したがつて、そういう状況の中においてなおかつ当事者間の話し合いということとは、少し、話し合いという美名のもとに責任のある立場を放棄しているのではないかと、こういうような印象を私も受けるわけですが、この点についてもう一度ひとつ農林当局と、さらに中小企業庁長官の見解をこの際聞いとおきたいと思ひます。

○鴻巣説明員 実はそういう意味では、おっしゃるように小売とメーカー、メーカーと生産者との間の話し合いというのは、それぞれの要望が全く違ひますので、非常にむずかしゅうございまして、昨年ともたしかに価格の値上げの要求が打ち出されたのが春で、決まつたのは七月というように、数カ月の時間がかかつていたわけでございます。私どもとしても、その問題については、抽象的にこうしたいとか時期はどうかというふうなことにについては指導はできませんけれども、具体的にこうしたい、このくらいの額にしたいというふうなことは、先ほど申し上げましたように、昭和四十二年の国民生活審議会の消費者保護部会、あるいは行政介入という問題は問題がある、やつてはいけないのだという形で御指導を受けているものから、そういう直接な形で行政介入というのはなかなかできないという、ちよつとむずかしい立場にございまして、しかし、そう言ひながら、やはり実際には小売の立場もございまして、生産者等の立場もありますから、そういうものを十分踏まえて、理解のある態度で

私たちとしては何らかでざるような温かい指導をなるべくしたいというように考えておる次第でございます。

○齋藤(太)政府委員 町の小売商、非常に多数ございまして、私どもの毎日の生活を支えておる方々でございまして、こういう方々が健全に事業を営むことが国民の全体の生活の向上、安定につながつていくというふうな考え次第でございます。ただ、同時にこの小売業者等の中小企業者もさらに合理化できる部分は合理化に努力をお願いしまして、消費者に極力安い価格で良質の品物を供給する、こういう方向に努力をお願いしたいと思います。そういう意味合いで、小売業者のいろいろな合理化につきましては、中小企業庁としましては各種の融資制度等を用意いたしておりますので、所要の低利融資を行うことによつてございまして、やぶさかでございます。

本件問題につきましては、原局でございます農林省の方でいろいろ御指導願つておりますので、さらに農林省の方によろしく御指導方をお願いいたしたいと考えておるところでございます。

○佐野(進)委員 公取はまだ来ていませんので、この問題について、次の点を農林省にさらに聞いてみたいと思ふのです。

そうすると結局、審議会の指導といひますか、四十二年の処置によつて行政介入はでき得ないんだ、こういうふうなことですが、これはそれから勧告が出されているというところであつて、情勢の変化とそれに対応する条件を整えれば、その指導というか、そういうことに対する一定の条件変化を求めることも不可能でないと思ふわけですね。しかし、それはいろいろ立場もあることとございまして、ここで議論することではないと思ふのですが、それではこの乳価を決定するための新しいルールを確立するということですね、こういうことは私は不可能ではない、いわゆる行政介入して指導価格によつて乳価を決定するということは直接的に不可能であるとしても、そういうことについての話し合いをする場所なり機

関なりをつくるということは、そういう意味において不可能ではないのか。いわゆる話し合いによる決定、これは公正なる取引に違反するのだからかというところは後の問題として、あなたの方においてこの種要望に対して具体的にこたえるということについてはそれほど無理でないような気がするわけですが、これはどうですか。

○溝本説明員 乳価の決定の仕組みについて、私もいろいろ検討いたしておるのでございますが、たとえば生産者、それから乳業メーカー、これには大手も中小もございまして、それに小売等が入ってやるやり方でも、事実上やるようなやり方を考えてみますと、そこで話し合いをするというところで価格まで決めなければ、あるいはそれは一つの懇談の意味というか、話し合いの場という程度のことでございまして、話し合いの場をつくるという程度の意味では有効ではございまして、いまここでひとつ価格を決めてもらいたい、価格を決めたいというような当事者の気持ち強いときは、そこで話し合いをして、上げ幅については抽象的、漠然としたものでは困る。じゃ、生産者段階では幾らにする、メーカーが卸すときは幾らにする、小売のときは幾らにするというきつちりした値上げの幅までそこで決めてしまおうということになれば、いま牛乳の小売商の人たちが言っているようなことにびたり合うのですけれども、私は、これはちょっと独占禁止法から見ると違反の疑いがあるのではないかと感じがいたします。つまりそこで消費者を抜いて——消費者を加えてもいいのですけれども、消費者を加えたその事実上の話し合いの場を仮に持っても、やはり全国民のコンセンサスがないままに、特定の少数の当事者が集まって価格を決めたということになりますから、これは独禁法違反のおそれが出てくるのではないかと感じております。

それから、それを事実上の話し合いの場でなくて、法律をつくってそういう話し合いを、審議会みたいなものをつくってそこにかけるとしまして、審議会でございますから、非常に漠然とした

抽象的な議論で終わってしまう形になる。そうすると、いま牛乳商あるいは関係者が言っているような、びちっと明確な価格の水準を決めるというのはこたえることができない。それで、それじゃ、先ほど言いましたように明確な価格、生産者段階では幾ら、卸は幾ら、小売は幾らというような形で価格を決めるということとをその審議会が決めることができるかというところ、これはなかなかむずかしい問題があるのじゃないかという形で研究いたしております。

といひますのは、やはり普通自由に流通する商品でございます。ミカンであるとか豚肉であるとか、それから野菜であるとか、そういうものと全く同じでございます。そういう民間で自主的に自由に流通しているものに対して、特定の審議会が、この価格を決めるよというように、価格を明確に設定するというのは、これはまた法律の仕組みからいってもなかなか許されないのではないかと感じております。そういう点で、価格決定の仕組みについてはいろいろな要望がありまして、私も、そういう要望をどう踏まえて、できるだけみんなの意向に沿えるかについては、いろいろ苦慮しながら検討しているところでございます。

○佐野(進)委員 中小企業庁長官、いま答弁がありましたように、農林当局でも苦慮しながらこの種の行政について取り組みをしつつあるという段階ですね。結果的に言うならば、これは単に一つの業種を取り上げて質問をしているわけですが、この業種というものは非常に多く存在していると思うのです。特に流通段階における業種について、こういう矛盾点に達着して、どうそれを打開するかということがその業種全体の大きな課題としてその処理を迫られている、こういう状況はいろいろなところで見受けることができる。その一つとして私がいまここで質問しているわけですが、こういう場合、いわゆる価格によって当面を切り抜ける措置、これはもう価格が一定の限界へ行ったら値上げをしないであつて、あるいはある業種においては値上げをしてくれ、こういうい

ろいろな差はあるにしても、そういうような状況の中で取り組みをしてもらいたいという政府に対する要望が出てくるわけですね。ここでは、それらについて具体的にいま審議会あるいは機関あるいは何か懇談会というか、そういうものをつくってでも、そういう乳価を決定してもらいたいというような要望、それはいま農林省の方から答えがあったような状況でいま困っているという結論になつていくわけですが、こういうような状況を踏まえながら、こういう状況の中で経営として成り立っていくために、さき長官は一つの金融面を他云々というように言いましたけれども、これは一つの業種だけでなく、あらゆる中小業界の中における流通段階の業種に共通した問題として取り上げた場合、この牛乳販売業界の置かれていく問題に対してどう処理をしなければならぬかという考えがあるならば、これは当然あなたの方にも要請なり陳情なりが行っていると思うので、そういう点についての考え方をこの際ひとつ明らかにしたいだと思ひます。

○齋藤(太)政府委員 牛乳の小売業者の方の合理化施策につきましては、具体的にこういう形でやりたいという話はまだ伺っておりませんが、もし牛乳の小売業者の方々が組合でもおつくりになるとか、個々にでも結構でございますけれども、その合理化案がございまして、そのためにこういった資金が必要であるという話がございますれば、十分検討いたしまして前向きで処理いたすように努力をいたしたいと思ひます。

○佐野(進)委員 それでは、公取はまだ来ていないようですから、農林省の方、ちょっと待ってください。質問を保留して、次の質問へ進みたいと思ひます。

それでは、中小企業界全体の問題点というものをいままで質問をしてきたわけでありまして、きょうの法律の改正案について質問をしてみたいと思ひます。そこで長官、この現行法の中でいろいろな問題点があるわけでありまして、それらを新し

い情勢に対応する形の中においてこの改正をするのだということとを提案理由の説明の中で述べておられるわけでありまして、それで現行法の成果と欠陥と言つて語弊がありますけれども、現行法のいままで果たしてきた成果、これはいろいろな評価があると思うのです。近頃には中小企業対策についてむしろマイナスイメージに近づいたと極論する学者あるいはまた団体の責任者の方々もおりますけれども、私どもはこれは今日の日本経済の中における中小企業対策としては一定の役割りを果たしてきた、こういうように考えておるわけでありまして、その成果と欠陥について概括的にひとつお答えをいたしたいと思ひます。

○齋藤(太)政府委員 現在の中小企業近代化促進法は昭和三十八年に制定を見た法律でございまして、これは御承知のように当時日本経済がいわゆる開放経済に入ろうとしたしておりまして、資本の自由化あるいは輸入の自由化を迫られておつた時期でございまして、そういう時代に合わせましてわが国の中小企業の国際競争力の強化とそれから産業構造の高度化ということを中心とする目的としてこの法律が制定を見たわけでございます。そういう観点からいへば業種を指定いたしました。その近代化計画を立てまして、それに低利の政府資金あるいは税制上の特別償却等の措置を講ずることによりまして近代化を進めてまいつた、こういうことでございまして、また、そのうちでも四十四年の改正によりまして、特に急いでこの近代化を図る必要がある業種につきましては特定業種制度というものがございまして、これにつきましてはむしろ業界の方で業界ぐるみの構造改善計画を立てていただきました。それにやはり金融、税制面の助成措置を加えることによりましてその構造改善を進めてまいつたわけでございます。また、四十二の業種を指定いたしております。また、いわゆる構造改善業種といたしましては、三十五の業種を指定いたしております。数千億円の融資

が行われたわけでございます。

その結果、効果といたしましては生産性の向上それから品質の向上といったような面で大変効果があったというふうに考えております。たとえば生産性の向上でございますけれども、大体この五年間でおおむね五割から倍ぐらいまで生産性が高まっております。設備の近代化も大変に進歩を見ております。品質の向上の面は、定量的に把握が困難でございますけれども、全般的に品質管理が徹底いたしまして、不良率も下がっておりますし、またJIS指定工場等もこの指定業種では大変にふえておりまして、製品の高級化が見られるところでございます。

〔委員長退席、塩川委員長代理着席〕

また、構造改善業種につきましては、いわゆる規模の利益を追求しまして業界の合併等が進み、あるいはいろいろな組合ができて組織化が進む、そういうことによりまして申しました生産性の向上あるいは設備の近代化が進んだわけでございます。

ただ、欠陥と申しますか、それが今回の改正の目的になるわけでございますけれども、一つは従来の業種指定の基準が国際競争力の強化とか産業構造の高度化という点にございまして、最近の中小企業に要望される業種が若干指定しにくい面がございまして、と申しますのは、最近中小企業にもいろいろと社会的な責任を求められ、また同時に国民のニーズの多様化によりまして、いろいろ新しい産業等が生まれつつあります。特に国民生活の安定向上を図る上で必要な業種、たとえば省資源、省エネルギー的な業種でございますとか、あるいは公害防止産業のようなものでございまして、あるいは私どもの身の回りの住宅関連部門でございますとか、こういった業種の近代化が最近要望されておるわけでございますが、従来の法律は主として輸出産業振興型でございまして、国内のわれわれの国民生活の安定向上の業種を指定するにはちょっと条文が不十分なように考えるわけでございまして、そういう意味でその辺を明確

にいたしまして、私どもの国民生活の安定と向上に必要な業種を新たに追加できるようにいたしたいというふうに考えた次第でございます。

それから、もう一つは、日本経済が、従来の高度成長から各種の資源の制約あるいは環境、立地の制約等から安定成長にこれから向かうと考えられます。その場合に、従来の中小企業近代化促進法がねらっておりましたのはどちらかと申しますと、いわゆる規模の利益、量産によるメリットの追求というところに主眼が置かれておったわけでございまして、今後安定成長に変わってまいりますと、量よりも質という時代に入らざるを得ないと思います。そういった場合におきます中小企業の近代化の力点は、いわゆる新鋭設備の導入ということも今後もちろん必要と思っておりますけれども、さらにそれに加えていわゆる技術の開発ということによりまして新商品を生み出して、そして停滞的な産業あるいは後進国から追いつかれておりました産業は新しい成長性のある業種に転換を図っていく、こういうことが必要ではないかと考えられるわけでございます。

そういう意味で、従来のいわゆる規模の利益の追求に主眼を置きました近代化促進法にさらに力点を追加いたしまして、技術の開発とそれによる新しい産業分野への転換の促進、こういう面を加えていく必要があるというふうに考えておるわけでございます。

○佐野（通）委員 現行促進法が、生産規模の拡大と国際競争力の強化ということでその役割りを果たしてきたということは、先ほど来私も一定の状態の中において認めるということを申し上げておるわけでありますが、ただ、いま長官が説明をしておられるように、この新しく迎えるようとしておる現情勢においてこの法律を改正するということ、いまの説明を聞く限りにおいては、必要であるということとを否定するものではありませんけれども、果たして十分なものであるかどうかということについて若干の疑問点を持たざるを得ないのであります。

と申し上げますことは、この急激に変化したところある中小企業を取り巻く環境の変化というものは、この近代化施策という問題と関連しまして、いま少しく、何というか、変化に対応できる機動性といえますか、そういうものがなければ、この説明にあるような形だけでは対応し切れないのではないかと、そういうような考え方があるわけでありまして、

そこで、次の数点にわたって質問をしてみたいと思っておりますが、まず第一番目は、中小企業をめぐる環境の変化についてどう認識をしておられるかということが一つであります。

二つ目は、現在の中小企業界が置かれている立場、この立場を長期的視点に立ってながめたととき、この対策をもって、もう半分改正はしなくともいい、たとえば昭和四十八年に改正して五十年という形でありまして、時間的にいうときわめて短い期間に法律改正をいたしているわけですが、もっと端的に言うならば、この程度のことでは四十八年改正の際で行われてもよかったのではないかと、こういうような気もいたしますので、こういう点についての認識はどうなっておられるのかということでありまして、

それから、近代化していくことは、低成長下に移行しつつある現在の経済情勢の中で必要な政策でありますけれども、これを中小企業政策全体の中でどの程度に位置づけていくのか、いわゆる金融であるとかあるいは組織指導であるとかあるいはいろいろな面がこれに関連して出てくると思うのでありますが、この近代化していくかなければならぬ中小企業政策の中で、この法律改正がどういうような位置づけを中小企業としてはしているかということぐあいについてお聞きしたいと思っております。

そして、それらの問題について、これに対応する業界があるわけですね。多くの業界が存在するわけですが、業界の反応はどういうような形であるか、また方々へしているか、これらの点について答えていただきたいと思っております。

○齋藤（大）政府委員 中小企業をめぐる環境の変化でございますけれども、一番大きな変化はやはり従来の高度成長から低成長に経済成長が大きく変化を遂げたところという点だと存じます。これは特に一昨年の秋の石油危機を契機といたしまして、非常に高度成長を進めていく場合に、資源の入手の面におきまして今後はその入手がだんだん困難になっていくということが明白になってまいりました。環境問題、労働問題、立地問題等々各種の高度成長に基づくさまざまな問題がございまして、安定し、調和のとれた経済発展という意味からは、成長率の鈍化が漸次必要になってまいることがある程度予測はされておったわけでございまして、特に石油危機が象徴的にこの資源の入手の困難をあらわしたと存じます。

そういう意味合いで、今後低成長になるという意味におきましての中小企業施策の力点の変化というものは、先ほど申しましたように量的拡大から質的な充実、そのための技術開発に力を入れる、こういった面に力点が移ってくる必要があるかと思っております。それは四十八年の改正のときに入れたらよかったのではないかと、この御指摘でございますけれども、四十四年の改正でございますが、当時まだ高度成長の最中でございまして、今日のようないわゆる資源等の入手困難による成長率の鈍化ということとは、当時におきましてはまだ予測が困難な状況であったかと存じます。

それから、もう一つの環境の大きな変化は、特に発展途上国が非常に工業化が進んでおるということでございまして、その結果、繊維、雑貨等のいわゆる軽工業分野におきましては、そういった発展途上国に漸次輸出市場のシェアを食われますばかりでなく、国内へも輸入が急増を見られます。これに対処して、そういった産地産業的なものあるいは繊維産業等が発展途上国のいわゆる賃金の安い国の工業品にどう対処していくかということにつきましては、これは従来そういう意味で



新鋭設備の導入による量産化による効果をねらったわけでありませうけれども、さらに加えて、いわゆる高級品化、高加工度化ということによりまして発展途上国でつくれないような高級な商品にわが国の場合にも転換をしていく、こういうことが必要になってまいっているかと存じます。

それから、もう一つの大きな変化は、国民のニーズの多様化の問題でございます。各種の国民のニーズが、所得の増大に伴って多様化しつつございます。そういったものに対処して、中小企業も必要な商品を供給していく社会的な責任を負っておると考えるわけでございます。そういう意味で、輸出産業の育成に劣らず、国民のこういった各種のニーズに応じた産業の近代化を図っていくということも、中小企業に課せられた非常に大事な使命ではないかというふうに考える次第でございます。

そういった幾つかの環境変化に対応いたしましたので、今回の改正によりましてそういった環境変化に、今後の難局を乗り切って中小企業の発展を求めていく、こういうことを考えておるわけでございます。

中小企業業界の反響はどうかということでございますけれども、私も各般の中小企業の方々にこの法案を御説明いたしました限りにおきましては大変に歓迎をされておりました、この法案の一日も早い成立、施行を期待されておるよう感じしております。

○佐野(進)委員 いままでの点について、まだ聞きたい点もたくさんあるわけですが、時間の経過もありますので次に進んでみたいと思います。

次は、改正点の内容であります。御承知のとおりこの改正については、提案説明においては四つの点を挙げて説明をされておられるわけでございまして、最初にまず目的が改正されるわけでありまして、この目的の改正によって、これまでとられてきた近代化政策の方向に新しい要素を加えて改正すると説明をされておるわけでありま

す。そうすると、いままでの政策はどうなのか、いままでの政策の内容に変更を来すのか、あるいは方向としてその問題等を含めてどういふような形に変わっていくという見通しのもとに目的を変えてきているのか、この点をまず答えていただきたいと思ひます。

○齋藤(太)政府委員 目的の改正点は、大きく申しますと二点でございます。

第一点は、従来の法律では中小企業近代化計画の四角な実施を図るためというふう述べておりましたところを、近代化計画を策定し、「中小企業の構造改善を推進するため」という言葉を加えておりますが、これは現在やっておりますいわゆる特定業種によりまして構造改善というものが、従来現にやっておりますが目的に入っておりませんでしたので、この際その関係の規定を加えたという趣旨でございます。これによりまして実態が変わるわけではございません。

それからもう一つは、「国民生活の安定向上」ということをこの法律の目的に加えたわけでございます。こういうことによりまして、先ほど申し上げましたように、従来この法律が主として国際競争力の強化と産業構造の高度化ということをねらいとして運営されておりましたことに對しまして、さらに「国民生活の安定向上」ということを加えることもこの法律の目的であるというものを加えまして、いわゆる業種指定の範囲を拡大する改正を後の方で行っておりますけれども、それと見合った形で目的を直した次第でございます。

したがって、目的の改正による一番大きな改正点は、従来のいわゆる国際競争力の強化と産業構造の高度化ということに加えて、国民生活の安定向上を図ることを本法の目的に追加をし、それに應じた施策を後の方で追加をする、こういうことでございます。

○佐野(進)委員 長官、質問はいわゆる要望というのか、どうなのかという点を含めて質問をしておりますので、私の質問に対して答える際においては、どう変わるのかということの持つ意味を的確

にひとつ指摘しながら答えていただきたい。これからいろいろの点で質問しますから、そういう意味でひとつ答えてもらいたいと思ひます。

そこで、その次の問題としては、中小企業近代化基本計画と実施計画が一本化されて今度は近代化計画、こういうふうになるわけでありまして、が、いわゆる実施計画と基本計画とを一本化した理由、この理由の持つ意味はどういうことなのかという点でございます。ただ単に簡素化されたということなのか、あるいは簡略にすることによってどういふメリットがその中から生じようということであるのか。先ほど来の説明のように、より広範な業種がこの対象業種になっていくということからするならば、その対象業種が多くなることによつて簡素化するというに似たのかどうか、あるいはもっと別の意味があるのかということをおのこしにしたいと思ひます。

次に、今回の改正で「国民生活の安定向上」ということを入れて、これを図る上で重要な業種をも法律の対象にするということをおのこしにしたいと思ひます。このように業種はさまざまでもなつてはいるべきではなかったのか。いわゆる国民生活の安定向上という業種が、法律的にも若干の疑義があるとしても、そのことの持つ意味は、国際競争力とそれから生産規模の拡大というその目的に合致するならば、当然加えられてしかるべきであつたのではないかと、こういうふうなことが考えられるわけでありまして、この業種というものを特に想定して、ここで法律改正をするわけですが、いま私の質問していることがどうでないとするならば、この業種というものはどういふような業種を想定しているのか、この際明らかにしていただきたいと思ひます。時間の関係がありますから、引き続き質問をしてみたいと思ひますが、以上この二つの点について答えてください。

○齋藤(太)政府委員 最初に近代化計画の点でございます。

従来は、近代化計画につきましては、基本計画と実施計画というものの二段構えになっておりました。大体五年先ぐらいを最終目標年次としたしまして基本計画を定めまして、あと、実施計画は毎年定めるということになっておつたわけでございます。

正直申しまして、毎年実施計画を定めていくということは非常に事務的に煩瑣な面がございまして、もう少し簡素化したらどうかというふうな意見が内部でもあつたわけでございます。と同時に、基本計画が五年先でございますから、その五年目にならないとなかなか基本計画の改定がきかないという面もございました。そういう臨機応変に基本計画を改正しにくいという面もございましたので、今回はこれを一本化したしまして、近代化計画ということにいたしました。その中におきまして大目標も定めますし、それからそのための実施計画的なものも内容に定めまして、環境変化に臨機に對して、機動的にその内容について必要に応じて改定を加えていく、こういうことをやりやすいようにした次第でございます。

そういう意味におきましては、一つは事務の簡素化という面もございまして、もう一つは情勢の変化に応じて機動的、弾力的に計画の変更を行えるようにする、こういう二つの趣旨もございまして、基本計画と毎年の実施計画というものの一本化を図つた次第でございます。

それから、もう一つの国民生活の安定向上の点でございますけれども、従来は指定要件といたしまして産業構造の高度化とか、あるいは国際競争力の強化ということが指定要件になっておつたわけでございます。実際の運用といたしましては、国際競争力の強化と申しまして、輸出ばかりやる産業ではなくて相当内需の面での、国内での生産の基盤がありまして初めて輸出競争力もつくわけでございますので、輸出に力を入れる産業と申しまして、もちろん内需に相当のウェイトがある産業もほとんど指定はいたしておつたわけでございます。そういうことで、実際に国民生活に

ろいろ密接な関係のあります業種も、現在の条文の解釈の範囲で、許せる範囲で拡大的に解釈いたしました。指定は行っておりませんでしたけれども、全く輸出がない産業でございまして、あるいは産業構造の高度化と全く無関係な業種、こういうものはやはり解釈的にも読みにくい面があったのでございまして。しかし、そういった業種も積極的にこの国民生活に関係があるものは指定ができるようにしたいということで今回の改正を行ったわけでございまして、たとえば廃棄物の再生処理業、自動車の廃棄物も年間四百万台ぐらいになろうとしております。それから、プラスチックの廃棄物も貴重な資源でございまして、これを回収して新たなプラスチックに再生するというようなことは、一面資源の節約になりますと同時に、公害対策にもなるわけでございまして。こういった業種を指定するという意味では、従来の条文ではやや読みにくい面がございましたので、こういった廃棄物の処理再生業種でございまして、あるいは公害防止産業といったような業種をさらにほとんど指定をしていくという意味合いで、今回の改正をいたしました次第でございまして。

○佐野(進)委員 大臣も来しましたので、この質問はまだ相当残っておりますから、ある時間が参りましたら一応質問を留保して、先ほどの残されておる問題と大臣に対する質問に移っていきいたいと思うわけでございまして。

長官に対する質問は、もう一点質問してみたいと思うわけでありますが、これはいまお話のありましたように、産業廃棄物処理の業種であるとかその他新しい情勢に対応できるような業種を指定していききたい、こういうようなことを言われたわけですが、そうすると特定の業種の指定要件というものはこういうぐあいに考えていいのか、そしてその場合とくに特にウェットを置いていくのか、この点をひとつお答えをいただきたいと思うわけであります。それは、一つには産業構造の高度化、これはいままでのものでは、それから、国際競争力の強化、これもいままであったわけ

です。新しくつけ加えられるのが国民生活の安定向上、こういうことになり、これが改正の要点ということになるわけですが、この三つの要件のうちどれを重点にしていけるのか、重点という言葉は適当であるかどうかはわかりませんが、いずれにせよ、新しく改正した国民生活の安定向上というのは、産業構造の高度化や国際競争力の強化以上に重要と認識して改正点を出されているのか、あるいは並列的なものか、あるいはいまの情勢の中で将来この種の問題も発生する要件として必要だという認識なのか、この点についての考えをひとつお示しただきたいと思っております。

○齋藤(全)政府委員 従来は産業構造の高度化と国際競争力の強化という指定要件でございましたが、今回国民生活の安定向上に資する業種ということが追加になったわけでございまして。法律の形といたしましては並列でございまして、特に新しく追加になった分が重点という意味合いではございませんけれども、ただこの法律は昭和三十八年から実施をいたしておりますので、すでに百数十業種が指定業種になっておりますので、従来の法律に基づきますいわゆる国際競争力の強化あるいは産業構造の高度化という面から必要な業種はすでに相当指定が行われて、助成が行われておるわけでございまして。そういう意味から考えますと、今後追加される業種は国民生活の安定向上に関連したものが多くあると思っております。国際競争力の強化は常に必要な課題でございまして、またいわゆる産業の高加工度化と申しますか、構造の高度化と申しますと重化学工業的な感じがございまして、軽工業は軽工業なりに加工度の高い産業に変わっていく、こういうこともなお必要でございまして、そういう意味で過去に百幾つ指定いたしました中でまだ漏れがございまして、国際競争力の強化等のために新たに指定する必要がある業種が出てくれば、やはりこれも拾い上げてまいりたいというふうに考えております。

○佐野(進)委員 それでは、先ほど質問を中断いたしました問題について、公取の事務局長も見え

られたようでございまして、質問をしてみたいと思っております。

先ほど牛乳の値上げ反対に関する問題について、販売店はマージンによってその生活を維持している。したがって、小売価格が上がるならばマージンも上がるということになって、本来ならば喜ぶべきことであると思うにもかかわらず、今日の段階においてはこれではいけない、値上げ反対という運動が強力に進められている。したがって、これは一見矛盾するようであるけれども、結果的に言うならば小売価格の上昇は消費者がそれを拒絶する、受け入れられないという形で販売量が減少する。結果的にその条件の中で小売販売業者としては値上げをしても困るという条件の中で生産者、メーカーあるいは大流通業者等に対して幾つかの問題点を提起してその自衛反省を求めている、こういうことで先ほど農林省の課長さんといろいろ議論をしたわけですが、あなたの方に関係する部面が多々あるので急遽御出席をお願いした、こういうことになるわけで。

そこで、第一点は、行政指導価格を確立してもらいたい、こういう要望があるのですが、これは課長さんのお話では審議会ですか、そういう会の決定に基づくところのものがあってできないんだというお答えがあったわけですが、行政指導価格、乳価の決定というものについては販売価格それから生産価格、こういうものについては公取としてはどういう立場に立っておられるのか、この点をまずお答えいただきたい。

○熊田政府委員 牛乳の販売価格につきましては農林省が指導するということ、これは一般論としてございまして、行政指導とカルテルとの関係がございまして、指導の仕方によりまして往々にして業界のカルテルがそこに介在をせざるを得なくなってくる、そういうことでございまして、私どもは販売価格を行政指導によって誘導するということは好ましくないというふうに考えて

おります。

○佐野(進)委員 行政指導によって価格を誘導することは好ましくないという考え方でいるという答弁であります、そういったしますと、今日の情勢の中で小売業者の販売行為について重大な支障の要件となっている問題は、いわゆる大スーパーですね、スーパー等によるところのいわゆるおとり廉価販売というものが行われておるわけですね。それが、牛乳であるとか酒であるとかいうものは、それを掲げることによって目玉商品として客を呼びやすいという形の中で行われている。特に牛乳という生鮮、いわゆるその日のうちに取り扱わなければならない業種が、大スーパーとかそういうところにおいておとり廉価として行われることについてはどう考えておられるか。

○熊田政府委員 この牛乳のおとり廉価につきましては、従来もその違反の申告がございまして直ちに調査をいたしまして、そして仕入れ価格を割って販売しておるような場合には、それを直ちにやめるように指導をしております。これは、もしも違反行為が続いておりますならば、正式の独禁法によります排除措置、勧告等の措置がとれるわけでございましてけれども、こちらが調査にかかります段階においてはもうすでに終わっておりますというようなケースが多々ございまして、やむを得ず指導によりまして今後そういうことを繰り返さないようにということをお願いしております。

○佐野(進)委員 農林省乳製品課長、どうです。いまお答えがあったような、たとえばメーカーにありあるいは商社なり、こういうものが――商社は取り扱わないと思うのですが、スーパーと特定の契約をして、そしてそれをおとり廉価として行うというような措置はあるわけですね。いま、あつて行ったら終わってたんで、そういうことじゃなくて、現実の問題としてやらなく、やっていないというぐあいに私どもは認識をするわけであります、そういうような状態が存在したとき、これに対する適切な指導、あなたの方で指導される



この方が必要だと思ふのでありますけれども、どう対処してこれたか、これからどうしていくつもりか、この点をひとつ答えてください。

○湯島説明員 お答え申し上げます。  
牛乳は品質が非常に一定いたしております、このブランドでも構わない、それから消費者としては毎日消費をするという点で生鮮食品としては比較的販売にじみやすい、そういう性格がございまして、その点で私どもは非常にこの問題については困った問題であるというふうに考えております。そして、スーパー等では先ほど申しましたように、たとえば特売日、月に一回とかあるいは週に一回とかいう場合に、チラシ等で安売りをするわけでございます。その場合に、この問題についてはやはり公取の御所管でございまして、先ほど公取の方からお話がありましたように、仕入れ価格を割って不当に安く売るといふことになりまして、これは独占禁止法の不当販売という行為に当たるわけでございます。そういう意味で、私どもこの問題が出ますと、よく公取に御連絡をいたしましてお願いをするという形になっております。昨日も、畜産局長と牛乳の販売組合の全国連合会の会長と会見の場を持ってもらいまして、この問題についても特に小売の方から困った問題だということで強くいろいろと要望がございました。こういう話し合いを何回か持っておりますけれども、私どもとしてはこの問題はやはり独占禁止法の、要するに不当販売の行為かどうかという問題でございまして、よく公正取引委員会と御連絡し、そちらの方から強く御注意いただくというようにございまして、これから小売商からの連絡があれば直ちに公取の方にも御連絡して、しかるべき適切な処置をとっていただくようにというお約束をしております。

○佐野(進)委員 時間がなくなってきましたので、公取に対する次の質問で終わりたいと思うわけですが、あと残された時間は大臣に質問します。

乳価というか、いま公取の熊田さんは、スーパー等のおとり販売があった場合に、行ってみて調べたらもう終わっていった、注意をして帰る、こういうようなことでその話は終わらざるを得ない、こういうお話ですが、現実の問題としてそれに付いておいて、指導価格は好ましくない、そういうことはいかぬ、違反になる可能性があるということではあるけれども、この点はどうかという点です。

乳価については販売価格を決定する際、あるいは生産者価格というものを決定する際、一定の条件に当てはまる人たちがその情勢の中で最も適切であると考えられる基準価格を協議する、これを決定する、実施するんではなくて協議するという行為は、一体公取としてはどういうふうに認識される条件に当てはまるのか、この点はどうかという点です。

○熊田政府委員 これは一般的に申しまして、特別に法律で許容されていない場合に、事業者が集まって価格の設定について協議をするというところはカルテル行為でございまして、これは独禁法上許されない行為であると考えています。

○佐野(進)委員 これは要望ですから答えは要りませんが、あなたがいま言われたことは私の質問していることの真意をちゃんと履き違えておる。いわゆる業者が集まってということなら違反だけれども、学識経験者なりあるいは役所なり、そういう直接販売業者でない人たちが集まって一定の条件を協議したときはどうか、こういうことを私は質問しているわけです。これも違反ですか。

○熊田政府委員 これは先ほどの行政指導とも絡んでくる問題であると思ひます。もちろん、何か審議会のようなものでそういうような議論をされること、そのことが独禁法に触れるということとはございませぬけれども、しかしながらそれによつて出てきた結論をもつてお役所が指導をされると

いうことになりまして、そこにまた、これは法律で許容されておれば別でございすけれども、そうでなければどうしても事業者間のカルテルが介在することになるおそれがございますので、やはりそういう意味合いから好ましくないというふうな私どもは考えるわけでございます。

資金の面それから需要を確保するという面、その両面からよほど注意をして進めていく必要があるうか、かように考えております。

○佐野(進)委員 時間が参りましたから質問を終わりたいと思ひますが、近促法の内容についてはまだ改正点の二、三質問しただけであります、質問事項がたくさん残っておりますので留保して、一応終わりたいと思ひます。

○塩川委員長代理 質疑の途中であります、この際、参議院から送付されました内閣提出、特許法等の一部を改正する法律案を議題といたします。提案理由の説明を聴取いたします。河本通商産業大臣。

大臣、きょうは近促法の一部改正の法律案について審議をしておるわけですが、私、一時間半の持ち時間が大分たちましたから、結論的な問題について質問を留保していまこの問題についての質問を終わろうとしておるわけなんです、冒頭あなたがいないので質問を留保しておいた問題についてはあちらこちらでぶつておられるし、あるいはそのことも必要だろうと思ふのであります、特に中小企業に対する対策としてどう認識しておられるか、この際御見解を示していただきたい。

特許法等の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○河本通商大臣 御案内のように先月の二十四日に第二次の不況対策を決めたわけでありまして、何分にも総需要の枠内において部分的な不況対策という趣旨でございまして、果たしてどの程度の効果が出てくるか大変疑問に思われます。そこで、来月、三月の下旬から約二カ月置きまして五月の下旬にもう一回、中小企業はもちろんであります、全部の産業界の実情をつぶさに調査をいたしましてその動向を掌握する、それによつて第三次の対策を立てる必要があるんじゃないか、こういうことでいま準備をしておる最中でございます。

○河本通商大臣 特許法等の一部を改正する法律案につき、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

現在の景気の動向であります、一部下げどまったものもありますけれども、なお依然として状態の悪いというものは相当ございます。そして、産業界におきましては大幅な減産状態が続いておりますので、そういう面から中小企業に対してやはりしわ寄せが相当行われておる、こういうことでございまして、中小企業対策というものは

わが国の工業所有権制度は、九十年に及ぶ歴史を有しておりますが、現在、物質特許制度及び多項制の採用、商標登録出願の処理の迅速化等幾つかの重要な問題を抱えております。また、近年における工業所有権制度の国際化の動きは顕著なものがあつて、わが国もこのような動向に的確に対応する体制を整備する必要がありますが、そのためにも前記の諸問題を解決することが緊要となっております。

すなわち、わが国が今後さらに国民の福祉水準の向上を図るとともに、国際社会における貢献を高めるためには、国民の知的活動の成果が十分に發揮される環境を整備することが必要不可欠であり、特許制度の重要性は従来にも増して高まりつ

つありますが、現在の特許法においては、化学物質、医薬、飲食物等の発明について特許を与えないこととなっておりますので、研究開発活動のあり方がともすればゆがめられ、また無用の係争が生じております。さらに、わが国は、長年にわたる特許請求の範囲及び実用新案登録の請求の範囲について、いわゆる単項制を採用してきておりますが、工業所有権制度における国際的協調を図り、出願人及び第三者の便宜に資するという新しい時代の要請にこたえるため、多項制を採用する必要性が高まっております。これらの事態に

対処するため、昭和四十六年から工業所有権審議会において慎重な検討を重ねた結果、昨年九月に物質特許制度及び多項制の採用に関する答申が提出されたのであります。次に、商標制度につきましまして、近年における出願の激増のため、増員、機構の拡充、予算の増加等種々の対策を実施しているにもかかわらず、審査に要する期間は著しく長期化するとともに、特許庁には未処理案件が累増しており、このままでは商標制度の意義が失われるおそれがあります。また、出願の迅速な処理は、商標制度の国際的協調の観点からも不可欠の条件となっております。このため、商標登録出願の迅速な処理を図ることが緊要となっております。その対策について工業所有権審議会において慎重な検討を重ねた結果、昨年十二月に商標制度の改正に関する答申が提出されたのであります。

本法草案は、これらの答申に基づき、さらに関係各方面の意見をも取り入れて作成したものであり、いずれも可及的速やかに改正をすべき事項を内容とするものであります。次に、本法草案の概要につき、御説明申し上げます。

第一は、物質特許制度を採用したことであり、す。化学物質、医薬、飲食物等につきましては、近年、これらの産業部門の技術水準に急速な向上が見られ、研究開発をさらに促進するためにはその発明の適切な保護を図る必要があること、わが国経済の発展に伴ってこれらの物質についても多

種多様の商品が豊富に供給されていること等から、多くの先進工業国の例にならってわが国においてもこれらの物質の発明について特許を認めることとしたものであります。

第二は、多項制を採用したことであり、従来、特許または実用新案登録の出願に当たって、出願人は、一つの発明または考案については単一の項目によってその請求の範囲を記載することとなっており、複数の項目によって請求の範囲を記載できる、いわゆる「多項制」によれば、特許権等の権利範囲を従来より明確にすることができ、また国際的にもほとんどの国が多項制を採用していること、現段階から多項制を採用してあげば近い将来発効すると見込まれる特許協力条約にも円滑に即応することができると等から、わが国においてもこれを採用することとしたものであります。

第三は、登録商標の使用義務を強化したことであり、登録商標の中に使用されていないものが相当数存在している状況にかんがみ、出願の迅速な処理及び使用されないこととなるような商標の出願の抑制を図る見地から、商標権の存続期間の更新登録の際過去三年以内に使用されたことがない登録商標については更新登録を認めないこととするのと、過去三年以内に使用されたことがない登録商標の登録を取り消すことができる、いわゆる「不使用取り消し審判」における使用の事実に関する举证責任を審判の請求人から被請求人に転換することにより、不使用取り消し審判を容易に活用し得ることとしたものであります。

このほか、第七十四回臨時国会において承認されたパリ条約のストックホルム改正条約の批准に伴って必要となる特許法、商標法等の関連規定を整備するとともに、特許料、登録料及び手数料を最近の物価水準等を勘案いたしまして妥当な水準に改正することとしたのであります。

本法草案は、これらの事項について所要の措置を講じるため、特許法、実用新案法、意匠法、商標法及び不正競争防止法についてそれぞれ所要の

改正を行うものでございます。

以上が本法草案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○塩川委員長代理 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

○塩川委員長代理 引き続き中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。近江已記夫君。

○近江委員 この中小企業の近代化施策のあり方の問題でございしますが、中小企業を取り巻く経済環境というものは、三十年代の当時と比べますと、非常に複雑化してある、困難なものになってきておるわけであり、

そこで、この近代化につきましても、これら時代の要請にこたえるものでなければならぬと思われ、この改正というものは、的確にその時代の要請というものを取り上げておられるのかどうか、要請にこたえるものと言えるものかどうか、その点につきまして長官からお伺いしたいと思います。

○齋藤（公）政府委員 この法律は、いまから十二年前の昭和二十八年にできました法律でございまして、当時ちょうど日本が開放経済体制に入ろうとする時期でございまして、主としてわが国の中小企業の国際競争力の強化、それから産業構造の高度化を促進することを目的として制定を見ただけでございまして、したがって、このとおりの近代化の手法といたしまして、規模の利益を追求するというのが主たる対策になっておりまして、合併を進めあるいは組織化を進めることによりまして経営規模を拡大し、さらに新鋭設備を導入いたしまして、いわゆる量産体制を中小企業なりに確立をいたしまして生産性の向上を図る、その結果、大企業との格差を縮めてい

く、こういうことが主たる近代化の方策になっておったわけでございまして。

ところが、最近いろいろと中小企業をめぐる環境に変化がございまして、一番大きな変化は、一つは、従来の高度成長から安定成長に日本経済が変換を見せようとしておる点でございまして、この点は、石油危機に端的にあらわされております。この点には、資源の入手が非常に困難になってきた、あるいは環境問題、立地の問題、そういったことから、好むと好まざるにかかわらず安定成長に変わらうとしたのであります。

（塩川委員長代理退席、田中（六）委員長代理着席）

そういうふうになってまいりますと、いわゆる量よりも質ということで、中小企業の近代化施策も力点をさらにつけ加える必要があろうと考えられます。つまり技術の開発に力を入れまして、従来なかったような技術あるいは商品を生み出しまして、特に発展途上国に迫り上げを食っておる業種でございまして、あるいは非常に業者の数が多くて、過当競争を重ねておる業種、こういったいわゆる停滞型の業種から新しいそういった成長性のある業種に転換を促進していく、こういうことが必要であらうと考えられます。

もう一つの最近の大きな変化は、いわゆる国民のニーズの多様化並びに日本の社会がいわゆる福祉社会に移行しようとしておる点でございまして、こういった国民のニーズなりあるいは福祉社会に伴いまして、中小企業に対しまして社会の要請もさらに多様化し、変化を見せております。たとえば中小企業も公害防止が必要でございまして、また公害防止産業というものの育成も必要でございまして、また、省資源、省エネルギーということが非常に叫ばれるようになりまして、中小企業も特にそういった面で力を入れる必要がございまして、また、国民の健康を守る産業とかあるいは教育産業とか、福祉社会化に伴いましていろいろ新しい要請もございまして、また、たとえば住宅の安定さらに一層の充実といったような国民生活の安定

の面からの要請もございませう。こういった従来の輸出とは余りかわり合いがなくても、国民の新しいニーズあるいは社会福祉といった面からの新しい社会の要請、こういうものに中小企業もたえる必要があるわけございまして、そういった新しい中小企業の分野で中小企業が社会的な責任を果たしていくために、そういった物資なりサービスを提供する中小企業を育成するということが非常に重要な課題になりつづいてございませう。そういったことで、従来の国際競争力の強化あるいは産業構造の高度化に加えて、国民生活の安定と向上に資するような中小企業の育成を今回法律に加えたということが一つございませう。

もう一つは、低成長下にありまして、しかも発展途上国の追い上げを受けておる現状におきまして、近代化の力点として、従来の設備の近代化に加えて、いわゆる技術の開発とそれによる新商品の開発、そういった新しい分野への転換、こういったことを促進しようと考えました点が今回の改正の主要な点でございませう。

○近江委員 この現行のいわゆる近江法につきまして、政府としてはどのように評価なさっておるかという問題でございませうが、近江法に對しましては、従来から、力のある企業のみを助長して小規模零細企業を切り捨てる政策じゃないかと、あるいは近代化の側面につながっていったのではないかと、あるいは本制度の優遇措置のみを享受して真の近代化が図られなかった等々の批判が非常に多いと思うのですが、こういう批判に對しましてはどのように謙虚にお考えになっておられるか、これについてお伺いしたいと思います。

○齋藤(大)政府委員 昭和三十八年に本法が制定をされてから、対象業種として指定いたしました業種は、累計で百四十二業種に上っております。現在まだ指定が残っております業種が九十九業種でございませう。また、特にこの中で、いわゆる構造改善業種ということで業界ぐるみで構造改善を進める業種というのが三十五業種指定になっております。これに對しまして、金融面では特に

政府系金融機関から安い金利の金を二千数百億融資しておりますし、税制面でも近代化設備につきましても特別償却等の優遇措置を講じておりまして、それによりましてこの中小企業の近代化が大変に進んだというふうに私も考えておる次第でございませう。

たとえば生産性の向上を見ましても、指定業種について見ますと、ほぼ五割から倍ぐらいまで生産性が上昇を見ております。また、製品の品質も非常に向上を見ておるわけでございまして、近代化の効果はきわめて著しいものがあると思ひます。

それを立証する証左としましては、過去十年間にこれだけ毎年実質で一〇%以上の高度成長が続いてまいりましたわけでございませうけれども、製造業の中におきます中小企業の出荷の割合というものは全然落ちておりません。大体過去十年間を通して見まして、中小企業の出荷がほぼ五割を占めておるわけでございませう。こういったいわゆる高度成長時代に企業が非常に大型化をして、量産、大型の設備が導入されるということで、海外ではだんだん中小企業のシェアが下がっておりますときに、わが国で中小企業の生産のウェイトが落ちていないというところは、この近代化促進法等によりまして中小企業の近代化施策によりまして、中小企業が時代の变化に對して新鋭設備を導入し、その責任を果たしてきたということの結果であろうと考えるわけでございまして、この中小企業近代化施策は大変な成果を上げたというふうに私も見ておる次第でございませう。

なお、御指摘のようにこの近代化促進法によりまして近代化業種は、中小企業の中でもどちらかと申しますとやや上位の業種、企業が主でございませう。より零細な業種につきましては、またそれなりの別途の施策が現に講ぜられておるわけでございまして、こういった小企業向けの施策の充実につきましても、さらに一層その充実を図ってまいりたい、かように考えております。

○近江委員 非常にいい面の評価ばかりなさって

おられたように私は思うのですが、そういうわけで代表的な批判があるというのを先ほど申し上げたわけでございまして、全然それでは謙虚にそういう点を受けとめておられない。そういうことでは、いわゆる本場の意味での近代化はできないと思ふのです。何も私はすべて悪いということではないわけですね。果たしてきた役割りも、それはそれなりに認めておりますが、しかしこういう批判も強い。それでは、こういう批判は全然お受けにならないわけですか。

○齋藤(大)政府委員 この近代化施策によりまして新鋭設備を中小企業は導入してまいりましたので、生産能力が急激に増加をしております。高度成長の時代は、それが逆に生産面での責任を果たしてまいりましたわけでございませうけれども、石油危機に端を発しまして、総需要抑制その他でこの成長率がマイナス成長に変わり、鈍化を見せるということになりますと、そういった過去の近代化施策によりまして量産設備が能力的にやや負担になる、こういった面も経過的にはあるかと存じます。これは今後、漸次景気の回復の過程において吸収してまいるべき問題かと考えておる次第でございませう。

○近江委員 時代への対応といいますが、一たび制度を充足させると、それをどこまでも守つていくのだということじゃだめだと思ふのです。そういうことで今回このように改正案を出しになつておられるわけでありまして、時期的にももう少し早くすべきじゃなかったのか、私はこのように思ふわけですね。

それで、今回の改正案の効果につきまして、本当に期待できるのかどうか、また業界の反応というものはどのように受けとめておられますか。

○齋藤(大)政府委員 今回の改正点は、大きく申しますと三点でございませう。

第一点は、従来の輸出産業重視型の指定基準に對しまして、国民生活の安定向上に資するようにな、私どもの身近な物資なりサービス業種を指定できるようにいたしました。そういうものの近代

化を図りたいということでございませう。

第二点は、たとえば産地産業等につきまして、従来は横の、同業者だけの構造改善でございましてたけれども、これに原材料等を供給する部門、所要の設備を供給する部門、検査部門、輸送部門あるいは流通部門、こういった関連業種も加えまして縦型に産地ぐるみで近代化を図る、こういった場合には関連業種についての助成措置を与えまして、一丸となって構造改善を進める。こういう点が二番目の主要な改正点でございませう。

三番目の改正点は、発展途上国の追い上げとか業者の数が非常に多いために過当競争を繰り返しておりまして、成長が伸び悩んでおる、あるいは需要が停滞しておる、こういう業種を指定いたしました。そういった業種の方々が新商品の開発をされまして、そういった新しい成長性のある分野に転換を図っていく場合の助成措置を講ずる。これが改正の第三点でございませう。

いずれの点につきましても、業界と申しますか中小企業の方々とお話をいたしますと、今回の改正につきましても大変に歓迎の意を表しておられまして、一日も早い施行を期待されておるようになりまして、私も同様の次第でございませう。

○近江委員 それで、目的が改正されるわけでございませうが、これによりまして近代化政策というものには実質、方向転換をしたのか、あるいは目的は改正してもこれまでの延長と見てよいのかどうか、この点についてはどうですか。

○齋藤(大)政府委員 今回の改正はいわば追加でございませう。たとえば指定業種の指定要件といったしまして、従来の国際競争力の強化あるいは産業構造の高度化という指定要件に加えて、国民生活の安定向上を図るために必要な業種を指定できるようにいたしましたので、従来の政策の転換ではございませう。さらにその上に業種指定を追加いたしました。こういった業種も従来の業種に加えて助成をしてまいりたい、こういう趣旨でございませう。

新技術の開発等につきましても、従来の新鋭設

備の導入によります近代化に加えて、新技術、新商品の開発というものを追加したわけでございまして、従来の設備近代化政策は、必要な業種についてはなお続ける必要があるというふうな考えでおります。そういう意味では並列的と申しますか、従来の業種にこういった新しい業種がつけ加わり、あるいは新しい技術の開発という面での助成措置が加わった、こういう趣旨でございまして。

○近江委員 近代化計画策定業種の指定要件が拡大されて、「国民生活との関連性が高い物品又は役務を供給する」業種も政令指定されることになったわけですが、これによりまして、たとえばこういった業種が指定されることになるのかという問題があります。

これまでみそ、しょうゆ、製パン業、あるいは米菓、あるいは清涼飲料、豆腐、つめの等国民生活と関連性が高いものが指定されておりますが、これはどういふような理由によって指定されたわけですか。

○齋藤(本)政府委員 従来も国民生活の安定と申しますか、私どもの日常生活と非常に関係の深い業種も指定はございます。

〔田中(六)委員長代理退席、委員長着席〕

たとえばみそ、しょうゆといったようなものが指定になっておりますけれども、これはソースあるいはスープといったような、生活の洋式化に伴います西歐的な食品が日本に入ってくる。特に資本なり輸入の自由化に伴いまして、そういう業種が日本に來るのではないかとということで、それに対して日本の従来からのそういった産業の育成を図ろう、こういう趣旨でございましたので、いわば国際競争力の強化と、輸出の振興ではございせんが、国内におきます外国の商品との競争に打ち勝つという意味もございまして指定がされておった次第でございます。

○近江委員 それで、いま二問お聞きしたわけですね。初めの方は、このようにいわゆる「国民生活との関連性が高い物品又は役務を供給する」業

種も政令指定されることになった。これによって、たとえばこういった業種が指定されることになるのか、これをお聞きしておるわけですよ。

○齋藤(本)政府委員 具体的な業種は、現在業界の方といたるヒヤリングを実施中でございまして、まだ確定的なものは全部でどういふものというふうな申し上げかねますけれども、たとえば配置家庭薬、富山等であつております家庭に配置します医薬品、こういう物が最近生産管理につきまして規則が厳格になりまして、非常に近代的な生産管理が必要になってまいっておりますので、これに合わせましてこの配置家庭医薬品の近代化を図る必要があるかと考えます。

それから、かばん等につきましても、業界の方ではぜひ指定をして近代化をしてもらいたい、こういう要望でございまして。

そのほかに、今後業界とのヒヤリングが必要でございまして、たとえば廃プラスチックの再生処理業でございまして、あるいは住宅関係の量産化を図るべき壁材とかその他の住宅部材でございまして、あるいは食品関係の新しい食品でございまして、あるいは文化関係でたとえば製本業といったようなものが今度の改正によりまして期待できるかと存じます。

○近江委員 今回の改正によりまして、近代化計画に知識集約化事項について定め、知識集約化の構造改善事業を進めることとしておるわけでございまして、四十八年度から行っているいわゆる第三近江との関係ですね、この第三近江を実施している業種との関係は今後どのようになるわけですか。

○齋藤(本)政府委員 第三近江は俗称でございまして、要するに知識集約化を進めていこうということとしてございまして、そのために知識集約化業種として構造改善業種に指定をいたしました場合には、特に高度化資金におきまして所要資金の八割まで無利子の資金を提供いたしまして、いわゆる試験研究、あるいは人材の養成、市場の開拓、こういったことを進めるわけでございまして。

今回のいわゆる新分野への進出業種でございまして、これは特に本法に基づきまして業種を指定いたします。これは需要が停滞してある、あるいは非常に事業者の数が多かったようなことで過当競争がきびしいというような業種につきまして業種指定をいたしますと、その業種に属する方が新しい商品を開発いたします場合に、その新商品の開発のための試験研究費、それからそれを企業化するための投資、さらに古い設備の廃棄、こういうものにつきまして助成措置を講じようということでございます。

これと知識集約化との違いと申しますと、いわば需要停滞的な産業を指定いたしましたので、その中から他の分野への新商品の開発に助成するというのが今回の改正点でございまして。従来の第三近江はそういった停滞産業ということでありまして、で、広く知識集約化を図ろうという場合に対象にいたしておりますが、この場合の最大の特徴は、業界ぐるみで知識集約化を行うという点でございまして。今度の改正によりまして新分野への進出は、その業界の中の個々の何人かのグループがそういった新分野進出計画を立てて出されました場合に、それを個々に承認をいたしまして助成していただく、こういう点が相違点かと存じます。

○近江委員 まとめてお聞きしますが、近代化計画にはまた新たに「従業員の福祉の向上、消費者の利益の増進、環境の保全その他の近代化に際し配慮すべき重要事項」についても定めることになっておりますが、その内容の詳細についてお聞きしたいと思います。

○齋藤(本)政府委員 今度の近代化計画におきまして、従来なかった点として、いまお話しございましたように、第三条の第二項の第三号といたしまして、従業員の福祉の向上に関する事項、それから消費者の利益の増進に関する事項、環境の保全に関する事項、その他近代化に際し配慮すべき事項というのを近代化計画の中に盛り込むようにいたしております。従来の近代化計画は、主として生産性向上の目標でございまして、そのための

設備の近代化の計画とかいったようなものが中心になっておったわけでございまして、今回この近代化を進めながら社会的な責任も果たしていくべきである、こういう観点からこの追加をした次第でございます。

従業員の福祉の向上という点では、その業種につきましても労働条件なり作業環境の改善の問題、あるいは福利厚生施設の整備の問題、あるいは健康管理上の業種として考えるべき問題、こういったものがこの計画の中に必要に応じて盛り込まれるべきかと考えます。

それから、消費者利益の増進の問題といたしましては、まず商品の安全性の確保の問題でございまして、そのためのたとえば品質表示の方法とかしないとか、あるいはその適正な使用方法の表示、あるいはアフターサービスをその商品について業界としてどうするのか、あるいは流通面の改善の問題、こういったものが消費者利益の増進という形で近代化計画に盛り込む内容にならうかと思ひます。

それから、環境の保全の問題といたしましては、公害防止施設としてどういふものを設置するか、あるいは廃棄物の処理をその業界としてどういふふうにするか、あるいは工場の周辺にグリーンベルトといったようなものを設けるようなことを業界として考えるのかどうか、こういった環境の保全計画をこの近代化計画に盛り込んでまいりたいと思ひます。

これらは具体的にそれぞれ業種に應じまして、その重要性も力点の置き方も変わらうかと存じますので、個々の業種ごとに内容は変わるかと思ひますが、大まかに申しますならば、大体そういったことを近代化計画に盛り込んでまいりたいというふうに考えております。

○近江委員 先ほど申し上げましたが、こういうことはもっと早くやるべきことであつたわけですね。その辺政府としては、内容が非常に遅い。特にこの事項については、それを申し上げておきたいと思ひます。

それからその次に、関連業種との構造改善につ  
きまして、関連業種協調型の構造改善を設けた理  
由と効果並びに業界の反応について伺いたい  
と思ひます。

○齋藤(太)政府委員 従来は近代化と申します  
と、その業種の横断的な、つまり横割りの、製造  
業でございますれば、それを製造する業者が横に  
組織化を図り、同時に設備の近代化を図る、こ  
ういった構造改善計画あるいは近代化計画にな  
つておたつたわけでございまして、なかなか  
それだけでは効果が上がらない場合がございま  
す。

たとえばプラスチックの廃棄物処理というもの  
を考えてみました場合に、まずプラスチック廃棄  
物を集荷してくる業界の協力が必要でございま  
す。それから、その廃棄物を集めて、これを  
再生して他のプラスチック製品に切りかえるとい  
う場合の設備の開発につきましては、プラスチック  
の加工業者にはなかなかそういった設備の開発  
能力がございせんので、機械業界の協力が必要  
でございまして、さらに、そのための金型をつ  
くるといふふうになりますと、金型業界に開発し  
ていただく必要がございまして、そして今度は、そのプ  
ラスチック廃棄物による再生品が業界としてでき  
ました場合に、それをまた販売する流通部門の協  
力も必要でございまして、

そういうふうな業種によりましては、単にその  
メーカーだけが横で協力をいたしましては、なか  
な近代化の果が上がりません、こういう業種も多  
いわけでございまして、そういう場合に、その原材  
料を供給する部門あるいは製造設備を供給する部  
門あるいは運送、保管、検査といったような関連  
部門あるいはその商品の流通部門、こういった関  
連業界が共同いたしましてこの構造改善計画に参  
画をするということが非常に効果を上げる場合も  
あると思はれるわけでございまして、そういう場  
合につきましては、そういった関連業界も含めた  
構造改善計画をつくり得るようにしたのが今回の  
改正点でございまして、

これに對します業界の反響でございしますが、従  
来はそういった業界を加えることができませんで  
したので、やや御不自由がございましてから、関  
連業界も加えることについては歓迎をしております。

ただ問題は、その関連業界が非常に大きな業界  
でございまして場合には、たとえば流通部門を加  
えることによって、その流通部門が大きな商社等  
であつて、逆に流通部門から支配的な形に振り回  
されるということがあつてはまずいわけでございま  
す。同様のことは、原料供給部門が非常に大きな業  
界であるという場合に、そちらの方からのいろ  
んな制約を受けるということとは逆効果でございま  
す。

そういう意味におきまして、関連するものの構造  
改善計画というのは、中心になる業界が主体性を  
持つて行うことが必要でございまして、関連と協  
調体制が保たれて、給体としての効果が上がる範  
囲において必要があつてと考えるわけでございま  
して、そういった面については、この関連するもの  
の構造改善計画を主務大臣が承認をいたします場  
合に、十分配慮する必要があるというふうな考え  
ております。

○近江委員 いま長官がおっしゃった、まさにそ  
の点なんです。そういうことで振り回されな  
いように十分御注意をしていただきたい、このよう  
に思ひます。

それから、関連業種は特定業種ごとに指定する  
ことになっておるわけですが、その範囲、基準  
というものを明確にしたいと思ひます。

○齋藤(太)政府委員 関連業種につきましては、  
特定業種の指定がございました場合に、その特定  
業種との関連性が高いことその他政令で定める基  
準に該当するものとして、特定業種ごとにそのま  
た関連業種を指定することにしたしております。  
ただいま考えておりますのは、その関連業種の  
指定基準をいたしましては、まず第一が、その物

品の半製品あるいは部品、原材料の製造あるいは  
加工を営んでおる業種でございまして、それから次  
には、その物品なり半製品の製造のための設備な  
り機具を製造あるいは修理をしておる業種でござ  
いまして、それからその次に、その購買、販  
売、保管、運送、修理、検査といったような部門  
でございまして、これは販売といったような流通部  
門も含むわけでございまして、

なお、ただいまの主として物を製造する場合  
について申し上げましたけれども、特定業種が  
サービス業でございまして場合には、これに準じた  
ものを指定するというふうな考えております。

○近江委員 この特定業種と関連業種とが、円滑  
にこの構造改善計画を策定し、事業を推進するた  
めの環境の整備など、国及び地方公共団体の役割  
りはきわめて重要にならうかと思はれるわけで  
すが、国及び地方公共団体はこれからのような役  
割りを果たすことになるわけですか。

○齋藤(太)政府委員 この関連業種ぐるみの構造  
改善というのは、特に産地型の産業に多いかと存  
じますけれども、そういった場合のこの円滑な実  
施という面から考えますと、地方におきましての  
指導、推進という意味で、地方公共団体は非常に  
重要な役割りを果たされることにならうかと存  
じます。

そういう意味におきまして、国が政令指定等に  
よりまして業種指定をして構造改善計画を承認  
いたしましておるわけでございまして、それを  
実際に実行に移していきまします場合の国と地方公共  
団体との有機的な指導推進体制につきましては、  
十分密接な連絡を保つようにしてまいりたいとい  
うふうに考えておる次第でございまして、特にい  
ゆる高度化資金等を融資いたしましてこういった  
ことを推進してまいります場合には、高度化資金  
の窓口が府県でございまして、府県と私どもの  
方と十分連絡をとりまして、そういう面を推進し  
てまいりたいと考えております。

○近江委員 従来のそういう国と地方との関係を  
見ておりますと、中小企業庁がおっしゃって

れることがなかなか地方へ行きますとそれと  
いかないうちの場合も多々あるわけです。そう  
いう点で、密接に今後やういふことをお  
しやうておられますが、言葉だけではだめだと思  
うのです。ですから、特に中小企業庁とそうし  
た都道府県との関係というものは、これは非常に  
重要な役割りを演じておるわけでありますから、  
言葉だけではなく、もっと連絡を密にしておら  
う、きめ細かにそうした運用ができるように今後  
やういふことをおしやうておるのです。どうい  
う組織であつてもそういう問題はあつたわけ  
ですが、やはり中小企業全般をつかさどつておら  
れるわけでありますし、その点はさらに密に今後の  
運用をしていただきたいと思ひます。

運用についての反省を込めて、今後の態度とい  
いますか、長官の姿勢についてひとつお聞きした  
いと思ひます。

○齋藤(太)政府委員 中小企業行政につきま  
しては、特に地方的な問題も多いわけでございま  
して、府県を出先と申しますか、窓口としてや  
っております中小企業行政は非常に多いわけで  
ございまして、そういう意味では、従来から地方自治  
体と密接な連絡のもとにその仕事を進めてまい  
つておるわけでございまして、近代化促進法の  
施行につきましては、全国ベースの業種が従来多  
かつたせいもございまして、全部全国的な視野から物  
を見る必要があるということで、政令等で業種指  
定をし、主務大臣がその構造改善計画を認可する、  
こういう形をとつておりますが、実際の運用にお  
きましては、十分地方庁と連絡をとりまして、そ  
の地方地方での地方庁の指導を大いにお願いを  
して、その効果を一層上げるように今後とも努力  
してまいりたいと思ひます。

○近江委員 ひとつ今後、そういうふうな長官も  
おっしゃったわけですから、なるほどと思はれる  
ような、そういう連絡をやつていただきたいと思  
うのです。  
それから、計画策定から事業の実施の過程の中  
では、特定業種と関連業種とのどちらが主体にな



るかという問題なんです。この点はどうか。

○齋藤(太)政府委員 この関連業種ぐるみの構造改善計画におきましては、両者が相互に協力をいたしまして構造改善を進めてまいりたいと考えています。また、本来のねらいは、この特定業種自体の構造改善をより円滑に進めようとするために、関連業界にも御協力をいただいて関連ぐるみの構造改善計画にする、こういう趣旨でございますので、特定業種が主導的な役割りを果たすというのを期待いたしておりますし、そういうふうな運用にしたいと考えております。

○近江委員 そうしますと、主体となる特定業種が強過ぎまして、余り勝手なことをいたしますと関連業種がついていけない。たとえば計画策定には参加いたしますが、途中でやめる、あるいは計画策定にも参加しないという場合も考えられるわけですから、今後の協調体制、共同責任体制についてどのように指導されていかれるわけですか。

○齋藤(太)政府委員 関連業界ぐるみの構造改善計画の場合には、主体となります特定業種と関連業種が相互に相協力してもらうことが大切でございます。また、どちらかがそばを向きましたり、どちらかが非常に専横的になりまして、この構造改善がうまく進まないおそれがあるわけでございます。そういう意味におきまして、この計画自体を認可いたします際にも、その計画が円滑に遂行されるような範囲で関連業界が含まれておるかどうか、その計画の運用の見直し等につきまして十分審査をいたしたいと考えております。また、実際に構造改善の実施も数年を要するような大事業になるわけでございますので、常時私も監督をし、実行の面で指導をしてまいりたいというふうに考えております。もし、関連ぐるみでいろいろもめことが起こったりいたしましてうまくいかないようなことがあれば、場合によっては指定の取り消しということも考えられるわけでございます。そういうことになりませんように、十分私も気を付けて指導してまいりたいと考えております。

ります。

○近江委員 大体、長官、指定したところを取り消すというところは非常に権力的な言い方なんです。政府はすぐそういう取り消すぞとか、それはまずいんですよ。一たん認定をしたら、取り消すというふうなことになる場合は、政府の責任ということを実際に考えなければいかぬです。中間におきまして、これはちょっと問題があるなというところについては、飛んでいて指導する、立て直していく、こういう努力もせずに、うまくいかなかったら取り消すぞ、これは権力的な、いかに官僚の発想ですよ。それについては重大な反省を求めたいと私は思うのです。どうなんですか。

○齋藤(太)政府委員 先生御指摘のとおりでございます。計画の円滑な遂行のために最大限に私も協力をして、指導してまいりたいと考えております。指定の取り消しは法律上は可能でございますけれども、万一にもそういう事態に立ち至らないように、十分指導の面で気をつけてまいりたいと存じます。

○近江委員 ひとつそのように親切丁寧な指導をしてもらいたい、常に見守っていく、失敗をさせないように見守っていただきたい、このように思っています。私がいま申し上げたことは、恐らく今後出てきますよ、関連業種という言葉が入ってきます。その点は十分よく見守ってもらいたい、このように思います。

それから、新分野進出計画につきまして、進出促進業種としての指定要件、それから基準というものについて明らかにしてもらいたいと思うわけですか。また、指定業種との関係はどうなるわけですか。

○齋藤(太)政府委員 新分野への進出を促進する業種の要件でございますけれども、私も考えております。たとえば需要がどうも今後減少していくというふうな見通しがございます。このまま進めれば、その業種の中小企業の相当数の方の事業活動に支障を生じるおそれがある。どういふ場合にそういう需要の減少があるかということ

でございますけれども、たとえば生活様式が変わって従来のものが余り使われなくなったりとか、あるいは代替品が出現してきたとか、あるいは発展途上国からの輸入が非常に急増したしまして、需要は落ちないけれども、国内生産の出荷は減少する見込みである、こういった業種がまず一つあるかと思ひます。

それから、二番目としたしましては、原材料とかあるいは素材といったようなものの供給事情が悪化をいたしまして、そのために中小企業の相当数の方が今後事業活動に支障を生じるおそれがある、こういう場合が二番目でございます。

三番目が、先ほど申し上げましたが、国内的な要因でなく発展途上国等からの輸入の急増によりまして、供給過剰状態になってきた、こういうことで、その業種の中小企業の相当数の事業活動に将来支障を来すおそれがある、こういった業種を大体新分野進出促進業種として指定をしてまいりたいと考えております。

○近江委員 そうしますと、現状から見ますと、どういふような業種が対象となるのか、それについてひとつお聞きしたいと思ひます。

○齋藤(太)政府委員 具体的にはまだどの業種とどういふことを内部で決めておりませんけれども、一応考えられます業種は、たとえばいわゆるドルショック法と申しますか、国際経済上の調整措置に基づきまして、円の切り上げ等の場合に、非常にシビアを受ける業種として指定された業種がございまして、こういうものは従来輸出が非常に伸びておりましたけれども、円の切り上げあるいは発展途上国の追い上げで輸出がだんだん困難になっておる業種でございますが、こういう業種は今回の新分野進出計画の進出促進業種の対象候補にならうかと存じます。

○近江委員 新分野進出計画の具体的な内容につきまして、できる限り簡潔に説明をしてもらいたいと思ひます。

○齋藤(太)政府委員 新分野進出計画は、まず試験研究をいたしまして、新商品の開発をいたします。その次に、その新商品の企業化を図るわけでございます。そして、同時に必要の開拓の問題がございまして、それから、さらに必要な場合には、古い設備の処理の問題がございまして、したがって、この新分野進出計画で記載すべき内容として私も考えておりますのは、その開発の計画の期間あるいは資金計画といったようなものももちろん必要でございますが、第一が試験研究の実施に關します計画、二番目がその成果が上がったとしての企業化に關します計画、三番目が需要の開拓に關します事項、四番目が古い設備の処理に關する事項、この四つを主な新分野進出計画の内容というふうに考えております。

○近江委員 それから、新商品の範囲ですね。既存商品との関係はどうなりますか。

○齋藤(太)政府委員 新しい商品を開発し、そちらに転換していくことを促進するのが今回の新分野進出計画のねらいでございますけれども、ここで言う新商品といふのは、非常に厳格に、およそこの世に從來なかった商品といったような厳密な意味で考えているわけではございません。従来の商品と同じカテゴリーの商品でございます。また、取引通念上新商品として扱われて国民の新しい需要に対応するという場合には、これは新商品と考えるのではないかとこのように考えております。特に産業分類上のある分類をもって、その分類からほかの分類に移ることを新商品というふうに考えているわけではございませんで、それぞれの商品に即しまして原則として從來なかったような機能なりなんなりを持った商品というふうな考え方をしておりますが、それも取引通念上新商品というふうな扱われるものであれば構わないというふうに考えております。

○近江委員 この新分野進出計画の具体的な内容というものはいまお聞きしたわけですが、今度はこの新分野進出計画の承認基準というものはどうなるのですか。

○齋藤(太)政府委員 大体五つほどの承認基準を現在検討中でございます。



第一は、その新分野進出事業によりまして、いまやっております仕事をやめて新しい事業に大半が移る、まるまるやめないうちでもいま行っております事業の大部分は新しい商品の方に移っていくということを目ざしているものが一つの基準でございます。

それから、その新分野に進出することによりまして、その中小企業者の能力が有効適切に發揮されるということが認められること。

それから、これは先ほど申しました取引適念上新商品あるいは新たな役割というふうに認められる事業を実施するものであって、その新商品なり、新たな役割が国民経済の健全な發展あるいは国民生活の安定向上に資するものであること。

それから、その新商品の分野におきまして需要の拡大が期待をされておまして、そこに移っていった場合に、その移っていった中小企業者の経営の安定が確保されるというふうに認められるものであること。

それから、その新分野進出事業を行うに必要な資金の額でございますか、その他計画に載っております事項がその進出事業を円滑に遂行していく上に適切なものであるという、以上の五つが大体これを承認する場合の基準にならうかと存じます。

○近江委員 新商品を開発しましたが、その後大企業がその分野に進出してくる場合、あるいは新商品を開発したが、その新商品が売れず、またもとに戻るといった場合も考えられるわけですが、こういう場合についてはどういう処置を講じられるわけですか。

○齋藤(大)政府委員 国が助成をいたしまして新商品の開発、企業化を進めるわけでございますので、それがある程度うまくいきまして進行しつつあるときに大企業が出てくるということになりますと、せっかくの新分野での仕事が挫折をしたりして、非常に資源のロスと申しますか、社会的な資本のロスが考えられます。そういう意味合いから、仕事の途中でございますならば、中小企業が

その大企業の進出に対応できるような力を養うまでの間、大企業に余り急激な進出等はしてもらわないように、必要に応じて私どもとしては行政指導をいたしたい、かように考えております。

それから、新商品のことでございまして、成功すると思つて私どもも助成して、あるいは失敗する場合も中にはあり得るかと思ひますけれども、失敗してもその分野に戻ろうというやうなことが出てまいりました場合には、それはいかぬと言ふのもうまいが悪いかと存じますので、そういうときは、あくまでその中小企業の自主性を尊重せざるを得ないかと考えるわけでございます。

○近江委員 こういう運用という点から考えていきますと、無数にいろいろな問題が出てくるわけですよ。そういうことに対して、政府はいつても問題が出てくるとあわてふためいてどうするか、それじゃだめだと思ふのです。まずいろいろと想定をして、これについてはどうするか、先手先手を打って指導もしていく、やはりこういうやうにやっていた方がいいと思ふのです。

それで、この中身につきましては一応これで留保して、関連の問題にいきなうと思ひますが、いわゆる大企業と中小企業の分野調整の問題でございますが、御承知のように昭和三十三年の十一月二十五日、法律第八十五号で中小企業団体の組織に関する法律というのがあるわけですから、これも、実際発動されたケースはまだ一件もないわけですね。今日、こういう安定成長という時代に入ってきますと、さらに大企業が中小企業分野に進出してくる、これによって中小企業はもう壊滅的な打撃を受ける、そういうことも十分考えられるわけでありまして、そういうことで、わが党として、ぜひ以前から中小企業者の事業分野に参入する大企業者の事業活動の調整に関する法律案というものを提出しまして、早くこれを成立させるやうにと促進を訴えておるわけでありまして、大体こういうことをわれわれがする前に、政府は先駆けてこういう問題について本当に手をつ

けるべきだと思ふのです。こういう事業分野の調整ということについては、一体政府はどう考えているのですか、こういう大問題を。

○齋藤(大)政府委員 中小企業が主としてやっております分野に大企業が入ってきた場合でございしますけれども、一面では、余り急激な進出がございしますと中小企業が倒産をするというやうなことで、資源のロスあるいは中小企業の事業の機会の確保を損なう、こういう問題がございします。ただ、もう一面、余りに中小企業の保護に墮しますと、いわゆる世の中が日進月歩でございまして、それに対してマイナスの影響を与える場合もあるわけでございます。たとえば御指摘のやうに中小企業性の業種を指定して大企業の進出を抑制したといたしますと、一つは、中小企業がその制度にあぐらをかきまして競争がなくなるといふマイナスがございします。それから、新技術の開発意欲がどうも刺激されにくい、あるいは競争による価格の引き下げ、消費者へのサービスという面にも問題が出てまいります。そういう意味におきまして、やはり競争の確保ということ、技術の進歩なり消費者利益の確保という面を考えますと非常に大切なことでございまして、そういう競争の確保と中小企業者の事業の機会を確保するということとをどういふやうに調和を図るかということが非常にむずかしい問題になるわけでございますけれども、中小企業性業種というものを考えました場合には非常に流動的でございまして、中小企業性から大企業性の業種に変わる場合もありますれば、大企業がつかつておったのが成長性がとまつて中小企業の分野に変わってきたという商品もたくさんございまして、業種を固定的に中小企業の行へき分野と大企業の行へき分野というやうに線引きをする、特にそれを法律に基づいて行へき分野と大企業の行へき分野というやうな技術の問題、消費者の問題、物価の問題というやうなこともございしますので、私どもとしては、基本的には自由な競争を大前提といたしまして、

ただ大企業が急激な進出をする、それによって中小企業に一時的に非常に悪影響がある、こういう場合には、まず当事者で十分話し合ひをしていただまして、円満な妥結に持っていくてもらう、それが話し合ひがつかない場合には、地方の商工会議所なりあるいは地方公共団体、全国的な問題でございしますれば中央の生産担当原局なり私どもなり必要な政府機関が中に割って入りまして、両者の言ひ分をよく聞いて適当な解決案を見出していく、こういった措置によりまして現実的な解決を図るということがより実際的ではなからうかと考えておるわけでございます。

その場合も、一切大企業の進出をあくまで抑え込むという考え方はなくて、競争を前提としながら、中小企業がそれに対応する期間を与える、その間に中小企業の助成を図りまして、大企業に対抗できるだけのいろいろな近代化設備なり何なりを入れる、そういう期間は大企業の進出は待つてもらう、こういうやうな考え方で対処すべきであらうというやうに基本的には考えております。

また、現行法には、進出について特殊契約とか組合協約とかを組合と進出しようとする大企業との間で結ぶ制度がございします。現実にはまだ発動された例がございしませんけれども、これが伝家の宝刀と申しますか、裏打ちになりまして、話がかねければ最後にこういう手段があるということ、これは、現実の話し合ひをまとめさせる上に非常に効果があがっているのじゃないか、こういうやうに考えるわけでございます。

○近江委員 一件も発動されておらないということ自体、手続が複雑であるということだし、いままでそういうケースが何回も出ておったのです。結局これが利用されていないということ、法律としても問題があるわけですよ。そういう点で、やはり事業分野の調整法というものは絶対必要なものだと私も考えております。特に、たとえば、豆腐業界なんかには大手が進出をして、朝早く起きて、家族で豆腐をつくって売っておるわけですよ。こういうところに大企業が進出して

くる。これはもう全くそういう豆腐屋さんを絞め殺すことになるわけですね。

こういう点から考えていきますと、事業分野の調整などというものは、国民生活また零細業者というものを真剣に見ていきますと、十分に私は可能だと思ふのです。ですから、その点中小企業庁長官は中小企業問題では政府の最高の立場におられる人ですから、真剣に今後その問題を考えるというのですね。全然考えないというのですか、考えるというのですか、どっちですか。

○齋藤(本)政府委員 豆腐につきまして大手の食品メーカーが二社、いま量産の体制をとろうとしておることは私も承知をいたしております。御承知のように豆腐には、毎日その日に売り切ってしまう豆腐と防腐剤を入れまして一週間ぐらいたまえる豆腐とございます。この防腐剤にA F2というのを使っております。この防腐剤が健康に害があるというので先般禁止になりました。そのために日もちのする豆腐が製造できなくなったわけでございます。そこで、今度大企業が高温殺菌法によりまして、一週間ぐらいたまえる、つまり無菌の豆腐、工場で殺菌された形でパッケージされて、人の手に触れないで最終的に商品が出てくる、こういった技術を開発しまして、長もちする豆腐が出てきた。それを量産化しようとして、今度大企業側は考えておるわけでございますが、これはやはり技術革新の一つだと思ひます。やはりA F2が禁止になれば、これにかわる新技術が生まれまして、日もちのする豆腐が出てくるということも必要でございます。

ただ、こういった豆腐は大企業だけに任せるといふことは確かに問題でございます。中小企業も必要であればこういった技術を採用いたしまして、やはりその量産型の豆腐を製造する、そして大企業と競争をする、こういうことが世の中の発展のためには必要ではないかと考えるわけでございます。そういう意味におきまして、中小企業である豆腐屋さんが、そういった量産設備を組合が何かをつくりまして導入するということがあれば、

ば、私どもは所要の資金の確保等につきましてできるだけ応援をいたしたい、かように考えております。

同時に、大企業が余り一挙に量産をされまして、非常に中小企業の仕事を奪うことになりまして、この点につきましては現在農林省を通じて、その大手の二社に対して指導をしていただいております。中小豆腐業界と大手二社との話し合いも現在進捗中でございます。いずれ適当な解決案が見出せるのじゃないかというふうには実は期待をいたしております次第でございます。

それで、立法をいたしまして、大企業の進出を抑えるというような措置をとるかどうかにつきましては、影響するところが非常に大きい問題でもございます。この問題はいろいろ多角的に検討する必要があります。この問題については、なご時間をいただましてもう少し実情の調査をいたしてまいりたいと考えております。

○近江委員 豆腐の話をしたのは、私は一例として申し上げたのであります。いろいろなそういう業種があるわけですよ。そこで、いまの中小企業団体の組織に関する法律というのであります。非常に背景としても制度としては弱いわけですよ。ですから、そういう話をしていく上におきまして、やはりその背景としてそういう分野調整法というものをきちんと持っておれば、政府だっ指導をするに当たってやりやすいわけですよ。ですから、今後この法律をつくることについて十分検討されていきますか、それを聞いています。

○齋藤(本)政府委員 昨年から相当の予算を使いまして、従来大企業が進出してどういった影響があったかといったような調査をいたしております。いまその調査結果の取りまとめ中でございます。これは進出をした大企業側、それからその進出を受けた中小企業側、さらに消費者と、三者の意見もいろいろ聞きまして調べを行っております。が、こういった調査結果も踏まえまして、必要があればさらにもう少し細かい調査もやりたいと実

は考えておりますが、そういった結果を見まして、立法の要否についても検討をいたしたい、こういうふうな考えております。

○近江委員 十分その点については考えていたいただきたいと思うのです。われわれとしては、もうすでに法律案を出しておりますので、十分ひとつまた参考にしていただいて、よく検討をし、一日も早く成立ができるように努力していただきたい、このように思っております。

それから、高度成長あるいは石油危機あるいはまた海外のそうした要因等も重なりまして、わが国としては不況インフレということが足かけ三年になっておるわけでありまして、そういうことや、非常に倒産も激増いたしておるわけですが、最近のこの中小企業の倒産につきまして、長官としてはどういふ反省をされ、今後どういふ対策をおとりになるわけですか。

○齋藤(本)政府委員 中小企業の倒産の状況でございます。一応千件を超えまして危機ラインと申します。非常に高水準というふうに見られておったわけでございます。昨年十、十一、十二と三カ月、千百件台を記録いたしました。相当不況が深刻化した結果が出ておったわけでございます。幸いにことしに入りましてから一、二月は八百件台と、やや小康状態と申します。倒産件数が減ったわけでございます。もう一つ、これは季節性もございまして、一、二月は例年減少する月でございますので、一、二月の水準としては決して低い水準ではございません。それから、三月はまた千件台になりましたが、千二百三件でございます。昨年の三月の水準よりも少ない件数になっております。

こういうふうな、この一、二、三と見ましたところでは、昨年来いろいろ私どもが手を打ってまいりました。いわゆる金融面からの応急措置というものがあつた程度効果を上げて、倒産はやや少な目になっておるということが言えようかと存じます。

ただ、その倒産の原因を見ますと、昨年の前半

は、過去の高度成長時に急激に拡張したようなところで、いろいろ放漫的な経営をやられたところが倒産をしたということが多かったわけでございます。ですから、昨年の後半以後は、今度の総需要抑制等によりまして不況の影響を受けて、売り上げの減少、受注高の減少というものが主たる原因となつて倒産をしたというものの比率がだんだん上がつてまいりまして、この二、三月ぐらいは大体全体の四割から五割がそういった原因になっております。これは一生懸命やっているけれども仕事がなく倒産をした、こういうことでは、非常に苦しい状態がより深刻化しつつあるとも言えるかと思つております。

こういう状態に對しまして、私どもももちろん金融面の措置はさらに継続して、必要に応じ所要の手当てをしてまいりたいと思つておりますけれども、同時に、いまの中小企業の要望は、金融以上に仕事を欲しい、こういう声かと存じます。そういう意味合いにおきまして、去る二月並びに三月と二回にわたりまして不況対策を政府は決定いたしました。特にこの仕事の確保という意味で、たとえば公共事業の契約を上期に傾斜をかけるとか、あるいは住宅建設を促進するとか、あるいは官公需の確保を図るとか、こういった措置を講じておるところでございます。こういった措置が効果を上げて、一日も早く景気が上向くことを期待いたしております次第でございます。

○近江委員 景気が上向くことを期待するということをおっしゃつておるわけですが、いわゆる安定成長の時代に入つてきて、そんな急にはいかぬわけでしょう。そういうことになってきますと、政府としてはやはり努力をしてもらわなければいかぬと思うのです。下請代金支払遅延等防止法というものがあつたわけですよ。親企業が、たとえば生産を二割カットする。そうなつてきた場合、下請に對しても二割カット、それなら下請の方も親企業もそうだからというふうになるかもしれないが、下請には仕事は一割しか渡さない、ある

いはゼロにしてくる。そうなってきたと、設備等にかかった金の返済とかができなくなってくる、従業員もみなやめさせなければならぬ、もう全然借金の返済のめどがつかない、こういうようなことで自殺者も出ておるわけですね。そういう点について、下請代金支払遅延等防止法というものがあつたが、それだけ立入調査をやっているのですか。いまのこういう大企業の手形というものはひどいんですよ。支払い条件にしまして、大体四カ月以上の手形というものは、これはもう支払い不能の手形と政府は見ておられるにからず、長期間の手形も出しておる、現金の払いが悪い、こういう力を背景にしたやり方というものはけしからぬと思うのです。これは公取事務局長もおられますし、長官からもひとつその点について、これはどうなさるんですか。

それからさらに、仕事の発注という面につきましては、官公需の発注問題、これを私は苦勞として、中小企業庁がデータを出さぬものだから、各省から全部データをとりましたとめたわけですね。これだつて三〇%にも達していない。こういうことじゃだめですね。これは少なくとも四〇%くらいにはやるべきですよ。

いま矢張り私は問題点を指摘したのです。が、こういう問題についてはどう思いますか、交代でお答えください。

○齋藤大政府委員　こういうふうな経済界が全般的に活動が停滞をいたしますと、一次下請、二次下請と、下の方の下請になりますと、そのしわ寄せを食つておることは御指摘のとおりでございます。

私ども、下請対策としましては、一つは、下請代金支払遅延等防止法による監督の勵行を図りたいというふうな考えまして、四十八年には一・四半期に大体四千事業所を調査いたしておりましたけれども、四十九年に入りましてからは一・四半期に大体五千事業所を調査いたしております。それで、五千事業所の調査をいたしますと、大体五百件くらいの違反が見られるわけでござい

す。一番多いのは契約の書面の交付をしていないという点でございますけれども、そのほかにも御承知の、品物を受領した後六十日以内に代金を支払わなければならないという規定に違反して支払いが遅延しておるか、あるいは非常に長期の手形を交付しておるか、こういった違反が見られます。

こういうものにつきましては、改善方を指示いたしまして、指示してもなお改善が見られないものにつきましては、公取に案件を移しまして、独禁法に基づく処分をしていただく、こういうふうなことになっておるわけでございますけれども、私どもこの取り締まりを通じて痛感しますのは、結局、親事業者も中小企業である場合が非常に多いのでございまして、親事業者自体も非常に資金繰りが苦しいということで、ないそでは振れぬと申しますか、自分が苦しいために意に沿わないけれども払いがつかぬ、こういう状況が多いわけでございます。

こういう状況に對しましては、金融の面で、特に不況色の強い業種、あるいは下請が多くて払いが悪くなる企業群、あるいはものに重点的に政府系の金融機関から救済融資を行つて、その辺の資金繰りを支えるように別途手配をするということと、それから下請企業振興協会を活用いたしまして、仕事の減つた下請には別の仕事をあつせんするように努めておるわけでございます。

また、先般も千数百社の親事業者に長官名で文書を出しまして、単価を一方的に切り下げないで十分協議してもらいたいとか、いま先生の御指摘のございました親企業の減産率以上に下請への発注を減らさないようにとか、あるいは発注が減る場合にはなるべく早目に下請にそれを知らせるようにと、そのほか、下請の資金繰りの悪化を防止するために親企業側も十分協力するようにとか、こういったことについて要請を行つて、親企業側に対してもいろいろ指導はいたしておるところでございます。

が早く上向くことが何よりございまして、不況下にありましてはこういった対策はなかなか効果が及ばない面があることを非常に痛感する次第でございます。

それから、官公需につきましては、前年度は年度当初に決めた目標は、政府及び公社、公団の発注の大体二八%を中小企業向けに確保する、こういう計画でございましたが、各省庁に、こういう時期でもありますので、極力中小企業向けの発注をお願いいたしましたところ、昨年十二月末で中間的に集計をいたしましたところでは二九%をちょっと上回つております。特に成績がよくない公団、公社、公団につきましては、各省庁等を通じて中小企業向けの発注の増大方をお願いいたしましたところ、最近非常に成績が上がつてまいりました。いま集計中でございすけれども、大体全体として三〇%を超えるような実績が達成できたのではないかとこのように考えております。三〇%という数字は、実績としてはこの十年ぐらいいままだ一回もなかった数字でございまして、そういう意味では各省庁の協力をいただいたと考えておりますが、私ども決してこれで満足しているわけではございませんで、さらにこの率の高まるべく今後五十年度について努力をいたしたいと考えております。

○熊田政府委員　下請法の執行につきましては、公正取引委員会といたしまして、通産省と協力をいたしまして、従来から厳格に実施をしておるところでございますが、今年度は親事業者に対して書面調査の件数、これは予算上ふえることになりましたので、従来は大体年間一万件の調査をいたしておりましたが、これを一万二千件の調査にしまして、調査対象を広くして、実情の把握をさらによくするように心がけてまいりたい、こういうふうな考えております。

なお、検査対象件数、これは四十八年度と四十九年度とを比べてみますと、やはり四十九年度の方が若干ふえておる、四十八年度七百九件に對しまして七百四十九件と四十件ばかりふえておると

いうような現状でもございますので、私ども十分にこの審査基準を厳格にいたしまして、立入検査をいたしますと同時に、勧告あるいは公表の制度を厳格に活用してまいりたいというふうに考えております。

○近江委員　もう時間がないから終わりますけれども、最後に大臣に要望しておきますが、いま長官、事務局長からそれぞれ下請の問題あるいは官公需の発注の問題等について御答弁があつたわけ

です。私は、この官公需の問題を、非常に大きな問題であります。一貫して予算委員会あるいは本委員会でも叫び続けてまいりまして、政府もそれにこたえて若干の成果は出しておられるようでありまして、その点は若干は評価するわけでありまして、さらに評価できるように一層努力していただきたい。特に三〇%、いままでない記録をつくりたい。努力していただいて、第一段階として四〇%ぐらいいは持つていただいて、第一段階として四〇%ぐらいいは持つていただいて、このように努力をしております。ですから、さらにその点について努力をしていただきたいと思います。

その点につきまして、まとめとして大臣から御決意をお聞きしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○河本国務大臣　先ほど来中小企業問題についていろいろ御意見が出ましたが、特に重要な問題であります分野調整、それから親企業からの支払い遅延に対するいろいろな対策、官公需の中小企業に対する発注量の増大、その他各般の意見が出ましたが、いずれも私は傾聴すべき御意見だと思ひます。今後とも政府の中小企業政策を進めていきます上において、参考にさせていただきますと思ひます。

○山村委員長　次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時散会

特許法等の一部を改正する法律案

特許法等の一部を改正する法律

(特許法の一部改正)

第一条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「定」を「定め」に改め、同項第二号中「申立」を「申立て(第六百六十五条第一項において準用する第五十五条第一項の申立てを含む)」に改める。

第十七条第一項ただし書中「千九百一十二年十二月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約」を「千九百一十二年十二月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約」に、「及び第六百六十四条」を、「第十七条の三及び第六百六十四条」に改める。

第十七条の三 次の一条を加える。

第十七条の三 出願公告後に拒絶をすべき旨の査定を受けた特許出願人は、第二百一十一条第一項の審判を請求するときは、その審判の請求の日から三十日以内に限り、その査定の理由に示す事項について、願書に添付した明細書又は図面について補正をすることができ、ただし、その補正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 特許請求の範囲の減縮

二 誤記の訂正

三 明りようでない記載の釈明

2 第二百二十六条第二項の規定は前項ただし書の場合に、同条第三項の規定は前項第一号の

場合に準用する。

第三十一条第二号中「又はその物を生産する機械、器具、装置その他の物の発明」を「その物を使用する方法の発明、その物を生産する機械、器具、装置その他の物の発明又はその物の特定の性質を専ら利用する物の発明」に改める。

第三十二条中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を第二号とする。

第三十六条第五項に次のただし書を加える。

ただし、その発明の実施態様を併せて記載することを妨げない。

第三十六条第六項を次のように改める。

6 前項の規定による特許請求の範囲の記載は、通商産業省令で定めるところにより、しななければならない。

第三十八条ただし書第二号中「又はその物を生産する機械、器具、装置その他の物の発明」を「その物を使用する方法の発明、その物を生産する機械、器具、装置その他の物の発明又はその物の特定の性質を専ら利用する物の発明」に改める。

第四十二条中「添付し」を「添付し」に、「第六百六十四条」を「第十七条の三又は第六百六十四条」に改める。

第四十九条第三号中「若しくは第五項」を「から第六項まで」に、「みだし」を「満たし」に改める。

第五十五条第一項中「申立」を「申立て」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その特許出願に係る発明が第三十一条各号に掲げる発明に該当しないこと又はその特許出願が第三十六条第六項若しくは第三十八条に規定する要件を満たしていないことを理由としては、特許異議の申立てをすることができない。

第六十九条に次の一項を加える。

3 二以上の医業(人の病気の診断、治療、処置又は予防のため使用する物をいう。以下こ

の項において同じ)を混合することにより製造されるべき医業の発明又は二以上の医業を混合して医業を製造する方法の発明に係る特許権の効力は、医師又は歯科医師の処方せんにより調剤する行為及び医師又は歯科医師の処方せんにより調剤する医業には、及ばない。

第九十二条第四項中「第二項」を「第三項又は第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

6 特許庁長官は、前項に規定する場合のほか、第四項の場合において、第三項の裁定の請求について通常実施権を設定すべき旨の裁定をしないときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。

第九十二条第三項中「前項」を「第三項又は前項」に改め、「他人」の下に「又は特許権者若しくは専用実施権者」を加え、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 第二項の協議が成立せず、又は協議をすることができない場合において、前項の裁定の請求があつたときは、第七十二条の他人は、第七項において準用する第八十四条の規定によりその者が答弁書を提出すべき期間として特許庁長官が指定した期間内に限り、特許庁長官の裁定を請求することができる。

第九十二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の協議を求められた第七十二条の他人は、その協議を求めた特許権者又は専用実施権者に対し、これらの者がその協議により通常実施権又は実用新案権若しくは意匠権について通常実施権の許諾を受けて実施をしようとする特許発明の範囲内において、通常実施権の許諾について協議を求めることができない。

第九十四条第一項、第二項及び第四項中「第九十二条第二項」を「第九十二条第三項若しく

は第四項」に、「第二十二條第二項」を「第二十二條第三項」に、「第三十三條第二項」を「第三十三條第三項」に改める。

第七百七条第一項の表の金額の欄中「七百元」及び「八百円」を「千五百円」に、「千四百円」を「二千二百円」に、「千二百円」を「二千三百円」に、「二千二百円」及び「二千三百円」を「四千五百円」に、「四千五百円」を「九千円」に、「九千円」を「一万八千円」に改める。

第二百二十三條第一項中「特許請求の範囲が」を「特許請求の範囲に記載された」に改め、同項第一号中「第三十一條」を削り、同項第三号中「みだし」を「満たし」に改める。

第二百三十九條第一号中「特許異議申立人」の下に「(第六百六十五條第一項において準用する第五十五條第一項の申立てをした者を含む。以下同じ)」を加える。

第二百五十五條第三項中「特許請求の範囲が」を「特許請求の範囲に記載された」に改める。

第二百五十九條第一項中「とあるのは」を「とあるのは」に、「と読み替へる」を「と」と、第五十四條第一項中「第六百六十四條」とあるのは「第十七條の三又は第六百六十四條(第六百五十九條第二項及び第三項並びに第六百六十一條の第三項及び第三項において準用する場合を含む。)」と読み替へる」に改め、同条第五項中「申立」を「申立て」に改め、同項に後段として次のように加える。

第六百六十一條の三第三項において準用する第五十五條第一項の申立てがあつた場合において、審査官が第六百六十一條の四第二項の規定により第六百六十一條の三第三項において準用する第五十八條第一項の決定をすることができないときも、同様とする。

第六百六十一條の三第一項に後段として次のように加える。

この場合において、第五十四條第一項中「第六百六十四條」とあるのは、「第十七條の三

第百九十三條第二項第六号及び第七号中「取」を「取下げ」に改め、同項第八号中「訴」を「訴え」に改める。

別表中「別表」を「別表（第百九十五條関係）」に改め、同表第一号中「四百五十円」を

シントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで

いての通常実施権の許諾を受けて実施をしよ  
うとする登録実用新案の範囲内において、通  
常実施権の許諾について協議を求めることが

を「二百二十円」に改め、同表第十四号中「二百二十円」を「二百四十円」に改める。



(意匠法の一部改正)

第三十三条 意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第四項中「第二項」を「第三項又は第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

6 特許庁長官は、前項に規定する場合のほか、第四項の場合において、第三項の裁定の請求について通常実施権を設定すべき旨の裁定をしないときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。

第三十三條第三項中「前項」を「第三項又は前項」に改め、「他人」の下に「又は意匠権者若しくは専用実施権者」を加え、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 第二項の協議が成立せず、又は協議をすることができない場合において、前項の裁定の請求があつたときは、第二十六條の他人は、第七項において準用する特許法第八十四條の規定によりその者が答弁書を提出すべき期間として特許庁長官が指定した期間内に限り、特許庁長官の裁定を請求することができる。

第三十三條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の協議を求められた第二十六條の他人は、その協議を求めた意匠権者又は専用実施権者に対し、これらの者がその協議により通常実施権又は特許権若しくは実用新案権についての通常実施権の許諾を受けて実施をしようとする登録意匠又はこれに類似する意匠の範囲内において、通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

第三十四條中「前条第二項」を「前条第三項若しくは第四項」に、「第九十二條第二項」を「第九十二條第三項」に、「第九十二條第二項」を「第九十二條第三項」に改める。

第三十六條中「第六十九條」を「第六十九條第一項及び第二項」に改める。

第四十二條第一項第一条中「九百円」を「二千円」に改め、同項第二条中「千八百円」を「四千円」に改め、同項第三条中「三千六百円」を「八千円」に改め、同条第二項中「九百円」を「二千円」に改める。

第六十條(見出しを含む)中「訴」を「訴え」に、同条第一項中「第三十三條第二項」を「第三十三條第三項又は第四項」に改め、同条第二項中「第八十四條第二号」を「第八十四條」に改める。

別表中「別表」を「別表(第六十七條關係)」に改め、同表第一号中「千二百円」を「三千六百円」に、「六百元」を「千八百円」に改め、同表第二号中「六百元」を「千二百円」に、「三百円」を「六百元」に改め、同表第三号中「三百円」を「六百元」に改め、同表第四号中「六百元」を「千二百円」に、「三百円」を「六百元」に改め、同表第五号中「四千五百円」を「九千円」に改め、同表第六号中「六千円」を「一万二千円」に改め、同表第七号中「取消」を「取消し」に、「三千円」を「六千円」に改め、同表第八号中「四百五十円」を「千円」に改め、同表第九号及び第十号中「六千円」を「一万二千円」に改め、同表第十一号中「六百元」を「千二百円」に、「三百円」を「六百元」に改め、同表第十二号中「三百円」を「六百元」に改め、同表第十三号中「百二十円」を「二百四十円」に、「四千五百円」を「九千円」に、「七百五十円」を「千五百円」に、「九十円」を「百八十円」に改め、同表第十四号中「百二十円」を「二百四十円」に、「六十円」を「百二十円」に改め、同表第十五号中「百二十円」を「二百四十円」に改める。

(商標法の一部改正)

第四條 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二号を次のように改める。  
二 バリ条約(千九百一十二年四月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百一十八年十月三十一日にリスボンで、及び千九百一十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ)の同盟国の国旗を除く。であつて、通商産業大臣が指定するもの同一又は類似の商標

ントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百一十八年十月三十一日にリスボンで、及び千九百一十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ)の同盟国の国旗を除く。であつて、通商産業大臣が指定するもの同一又は類似の商標

第九條第一項中(千九百一十二年四月十四日にブラッセルで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百一十八年十月三十一日にリスボンで、及び千九百一十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ)を削る。

第十九條第二項を次のように改める。  
2 商標権の在続期間は、更新登録の出願により更新することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。  
一 その登録商標が第四條第一項第一号から第三号まで、第五号、第七号又は第十六号に掲げる商標に該当するものとなつてるとき。

二 更新登録の出願前(次条第三項の規定の適用を受ける場合にあつては、同条第二項に規定する期間の満了前)三年以内に日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれもが、その登録商標と相互に連合商標となつて他の登録商標があるときは、当該登録商標及び当該他の登録商標の使用をしていないとき。

第三十九條に次の一項を加える。  
3 前項ただし書第二号に掲げる場合において、その指定商品についてその登録商標の使用をしていないことについて正当な理由があるときは、同号の規定は、適用しない。

第二十條の次に次の一条を加える。  
第二十條の二 更新登録の出願をする者は、次に掲げる書類のいずれかをその出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない。  
一 その出願が第十九條第二項ただし書第二号に該当するものでないことを証明するた

め必要な書類  
二 第十九條第三項に規定する正当な理由があることを明らかにするため必要な書類  
第二十一條第一項第一号中「第十九條第二項ただし書の規定」を「第十九條第二項ただし書第一号」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 その出願が、前条の規定により提出された同条第一号に掲げる書類によつては第十九條第二項ただし書第二号に該当するものでないとは認められないとき、又は前条の規定により提出された同条第二号に掲げる書類によつては第十九條第三項に規定する正当な理由があるとは認められないとき。

第四十條第一項中「一万二千円」を「二万四千円」に改め、同条第二項中「二万二千五百円」を「四万五千円」に改める。

第四十九條中「更新登録」の下に「第十九條第二項ただし書第二号の規定に違反してされたとき、又は商標権の存続期間の更新登録が」を加える。

第五十條第一項ただし書を削り、同条第二項を次のように改め、同条第三項及び第四項を削る。

るときは、同号の規定は、適用しない。

第二十條の次に次の一条を加える。  
第二十條の二 更新登録の出願をする者は、次に掲げる書類のいずれかをその出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない。  
一 その出願が第十九條第二項ただし書第二号に該当するものでないことを証明するた

め必要な書類  
二 第十九條第三項に規定する正当な理由があることを明らかにするため必要な書類  
第二十一條第一項第一号中「第十九條第二項ただし書の規定」を「第十九條第二項ただし書第一号」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 その出願が、前条の規定により提出された同条第一号に掲げる書類によつては第十九條第二項ただし書第二号に該当するものでないとは認められないとき、又は前条の規定により提出された同条第二号に掲げる書類によつては第十九條第三項に規定する正当な理由があるとは認められないとき。

第四十條第一項中「一万二千円」を「二万四千円」に改め、同条第二項中「二万二千五百円」を「四万五千円」に改める。

第四十九條中「更新登録」の下に「第十九條第二項ただし書第二号の規定に違反してされたとき、又は商標権の存続期間の更新登録が」を加える。

第五十條第一項ただし書を削り、同条第二項を次のように改め、同条第三項及び第四項を削る。

2 前項の審判の請求があつた場合において、その審判の請求の登録前三年以内に日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれかがその請求に係る指定商品についてその登録商標(その登録商標と相互に連合商標となつて他の登録商標があるときは、当該登録商標又は当該他の登録商標)の使用をしていないことを被請

求人が証明しない限り、商標権者は、その指定商品に係る商標登録の取消しを免れない。ただし、その指定商品についてその登録商標の使用をしていないことについて正当な理由があることを被請求人が明らかにしたときは、この限りでない。

第五十六条第二項中「第四十八条第一項又は第五十条第一項」を「又は第四十八条第一項」に改める。

第六十八条第三項中「から第二十三条まで」を「第十九条第一項及び第二項（同項ただし書第二号を除く）、第二十条、第二十一条第一項第二号及び第三号並びに第二項、第二十二條、第二十三條」に、「及び次条」を「並びに第六十九條」に、「基く」を「基づく」に、「第十九条第二項ただし書の規定」を「第十九条第二項ただし書第一号」に改める。

第七十条第一項中「第二十五条」を「第十九条第二項ただし書第二号若しくは第三項、第二十五条」に改める。

別表中「別表」を「別表（第七十六条関係）」に改め、同表第一号中「基く」を「基づく」に、「千円」を「一万円」に、「四千円」を「二万円」に改め、同表第二号中「千二百円」を「二千四百円」に改め、同表第三号中「申立」を「申立て」に、「千二百円」を「二千四百円」に改め、同表第四号中「四千五百円」を「九千円」に改め、同表第五号中「四百五十円」を「千円」に改め、同表第六号及び第七号中「六千円」を「一萬二千円」に改め、同表第八号中「三百円」を「六百元」に改め、同表第九号中「百二十円」を「二百四十円」に、「四千五百円」を「九千円」に、「七百五十円」を「千五百円」に、「九千円」を「一萬八千円」に改め、同表第十号中「百二十円」を「二百四十円」に、「六十円」を「百二十円」に改め、同表第十一号中「百二十円」を「二百四十円」に改める。

（不正競争防止法の一部改正）

第五十条 不正競争防止法（昭和九年法律第十四

号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「千九百一十一年六月十四日にブ

ラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年三月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約」を「千九百一十一年六月十四日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年三月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約」に改める。

第一類第九号 商工委員會議録第十三号 昭和五十年四月十五日

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十一年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定中特許法第七十一条第一項の表の改正規定及び同法別表の改正規定、第二条の規定中実用新案法第三十一条第一項の改正規定及び同法別表の改正規定、第三条の規定中意匠法第四十二条第一項及び第二項の改正規定並びに同法別表の改正規定、第四条の規定中商標法第四十条第一項及び第二項の改正規定並びに同法別表の改正規定並びに次条第二項、附則第三条第二項及び第四条の規定公布の日

（特許法の改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願については、改正後の特許法第九十五条第一項の規定により納付すべき手数料を除き、その特許出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

2 前条ただし書第一号に定める日前に既に納付し、又は納付すべきであった特許料については、改正後の特許法第七十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした特許出願に係る特許の無効の理由については、なお従前の例による。

（実用新案法の改正に伴う経過措置）

第三条 前条第一項の規定はこの法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願に、前条第三項の規定はこの法律の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録の無効の理由に準用する。

2 前条第二項の規定は、附則第一条ただし書第一号に定める日前に既に納付し、又は納付すべきであった登録料に準用する。

（意匠法の改正に伴う経過措置）

第四条 附則第二条第二項の規定は、附則第一条ただし書第一号に定める日前に既に納付した登録料に準用する。

（商標法の改正に伴う経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している商標法第五十条第一項の審判については、なお従前の例による。

2 附則第二条第一項の規定は附則第一条ただし書第三号に掲げる規定の施行の際現に特許庁に係属している商標権の存続期間の更新登録の出願に、附則第二条第三項の規定は商標権の存続期間の更新登録の出願であつて同号に定める日前にしたものに係る更新登録の無効の理由に準用する。

理由

工業所有権制度の国際化の進展、我が国の技術水準の向上、商標登録出願の増加等工業所有権制度をめぐる最近の情勢の変化に対処するため、化学物質等の発明について特許を認めることとし、特許出願及び実用新案登録出願についていわゆる多項制を採用し、並びに一定期間使用されていない登録商標については存続期間の更新登録をしないこととする等制度の改善等を図るとともに、ストックホルムで改正された工業所有権の保護に関するパリ条約の批准に伴い、関係法律を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

|               |    |         |        |  |  |
|---------------|----|---------|--------|--|--|
| 商工委員會議録第八号中正誤 |    |         |        |  |  |
| ベシ            | 段行 | 誤       | 正      |  |  |
| 三             | 六  | ざいます    | ございます  |  |  |
| 六             | 四  | プリンシプル  | プリンシプル |  |  |
| 八             | 三  | 対策策     | 対策     |  |  |
| 二             | 三  | おりません   | おりません  |  |  |
| 六             | 二  | 不徹底     | 不徹底    |  |  |
| 六             | 二  | どうですか   | どうですか  |  |  |
| 七             | 三  | けれども    | けれども   |  |  |
| 同             |    |         |        |  |  |
| 九号中正誤         |    |         |        |  |  |
| ベシ            | 段行 | 誤       | 正      |  |  |
| 一             | 一九 | 稲村左近四郎君 | 稲村佐近四郎 |  |  |
| 五             | 四  | 方え      | 方へ     |  |  |
| 二             | 三  | 供給等の    | 供給等を   |  |  |
| 二             | 三  | 競争力な    | 競争力の   |  |  |
| 六             | 四  | おやりに    | おやり    |  |  |
| 三             | 一  | これに     | これは    |  |  |
| 三             | 一  | あけ      | わけ     |  |  |
| 三             | 一  | なくしたから  | なくしたら  |  |  |
| 同             |    |         |        |  |  |
| 十号中正誤         |    |         |        |  |  |
| ベシ            | 段行 | 誤       | 正      |  |  |
| 二             | 二  | なども     | などの    |  |  |
| 五             | 三  | 末ハという   | という    |  |  |
| 五             | 四  | 含みます    | 含めます   |  |  |
| 七             | 一  | 相相      | 相当     |  |  |
| 二             | 二  | 調が、査会   | 調査会    |  |  |
| 二             | 二  | わけです    | わけですが、 |  |  |
| 二             | 三  | きよう     | きよう    |  |  |
| 二             | 二  | ございます   | ございます  |  |  |
| 二             | 四  | 供給原     | 供給源    |  |  |
| 一             | 二  | ま世界     | また世界   |  |  |
| 二             | 七  | よい。     | よい。    |  |  |
| 二             | 三  | これた     | これは    |  |  |
| 二             | 四  | 歯どの     | 歯どめ    |  |  |
| 同             |    |         |        |  |  |
| 第十一号中正誤       |    |         |        |  |  |
| ベシ            | 段行 | 誤       | 正      |  |  |
| 二             | 二  | 大副      | 大幅     |  |  |
| 二             | 二  | いつまで    | いつまでに  |  |  |
| 二             | 三  | 現在を     | 現在     |  |  |
| 二             | 三  | 参行人     | 参考人    |  |  |
| 二             | 四  | 公団      | 公団法    |  |  |
| 二             | 一  | ま／も     | までも    |  |  |
| 二             | 一  | 痛措      | 痛惜     |  |  |
| 二             | 一  | 買い房す    | 買い戻す   |  |  |
| 二             | 一  | ばらまかれ   | ばらまかれ  |  |  |
| 二             | 二  | 考で      | 考えで    |  |  |
| 二             | 四  | ある      | ある     |  |  |
| 二             | 二  | 深敏      | 探敏     |  |  |
| 二             | 一  | おっしゃれ   | おっしゃられ |  |  |
| 二             | 一  | 直提      | 直接     |  |  |
| 元             | 一  | ふうは     | ふうには   |  |  |
| 三             | 二  | できで     | できて    |  |  |
| 三             | 一  | 中層根大臣   | 中曾根大臣  |  |  |
| 三             | 三  | あるいは、   | あるいは   |  |  |
| 三             | 一  | いかぬでは   | いかぬのでは |  |  |
| 三             | 三  | 常盤      | 常磐     |  |  |
| 同             |    |         |        |  |  |
| 第十二号中正誤       |    |         |        |  |  |
| ベシ            | 段行 | 誤       | 正      |  |  |
| 二             | 四  | 探鉱ある    | 探鉱する   |  |  |
| 四             | 四  | なってお    | なっておる。 |  |  |
| 六             | 一  | 粉争      | 紛争     |  |  |
| 六             | 一  | 粉争      | 紛争     |  |  |
| 六             | 一  | 粉争      | 紛争     |  |  |
| 同             |    |         |        |  |  |
| 第十三号中正誤       |    |         |        |  |  |
| 六             | 四  | 事業      | 事業に    |  |  |
| 七             | 一  | 御存知     | 御存じ    |  |  |
| 八             | 一  | 常盤      | 常磐     |  |  |
| 九             | 一  | 考えます    | 考えます。  |  |  |
| 九             | 二  | 意図      | 意図     |  |  |
| 二             | 三  | プロジェクト  | プロジェクト |  |  |
| 二             | 一  | ように     | ような    |  |  |
| 二             | 三  | とうい     | という    |  |  |
| 二             | 三  | 負てっ     | 負って    |  |  |
| 二             | 一  | いまの     | いま     |  |  |
| 二             | 二  | 開きます    | 開きます。  |  |  |
| 二             | 二  | 三つに     | 三つの    |  |  |
| 二             | 二  | なる。     | なる、    |  |  |
| 三             | 四  | 漁価      | 魚価     |  |  |
| 二             | 三  | してはは、   | しては、   |  |  |
| 二             | 一  | オー・の    | オーの    |  |  |
| 二             | 一  | NOX     | NOx    |  |  |
| 二             | 一  | オー・の    | オーの    |  |  |
| 七             | 一  | 問題とと、   | 問題と、   |  |  |